

第三次館林市地域福祉計画

(平成 29 年度～平成 33 年度)



平成 29 年 3 月

館 林 市

はじめに

近年、核家族化によるひとり暮らし世帯、高齢者世帯の増加、価値観の多様化やライフスタイルの変化により、住民の相互交流が減少し、地域社会の一体感や連帯意識が希薄になり、相互扶助機能が低下してきております。

また、孤独死や虐待の増加、貧困問題など、地域における課題がますます複雑化してきております。

このような中、地域のつながりを構築することの重要性が再認識され、地域住民・福祉団体・行政が協働し、お互いに助け合い、支え合う地域福祉のまちづくりを推進することが求められております。

本市では、平成24年3月に策定した「第二次館林市地域福祉計画」の基本理念である「一人ひとりのふれあいと助けあいで誰もが“福”を分けあう思いやりのあるまち館林」を継承しつつ、地域をともに創っていく社会『地域共生社会』の実現に向けて、「第三次館林市地域福祉計画」をここに策定いたしました。

本計画では、「地域福祉を担う人づくり」、「ふれあい、支え合いの地域づくり」、「地域福祉を推進するしくみづくり」、「安全・安心して生活できる環境づくり」を4つの基本目標とし、自助・互助・共助・公助により、誰もが住み慣れた地域で支え合い、思いやりのあるまちづくりを目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご助言をいただきました館林市地域福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査や懇談会にご協力いただきました市民の皆さまに厚く感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成29年3月

館 林 市

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉・地域福祉計画とは	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	5
第 2 章 館林市の現状と課題	6
1 統計から見る館林市の現状	6
(1) 人口や世帯の状況	6
(2) 子どもの状況	7
(3) 要介護者等の状況	8
(4) 障がい者の状況	9
(5) 生活困窮者の状況	10
(6) 地域活動の状況	11
2 市民アンケート調査	12
(1) アンケート調査の概要	12
(2) 主な調査結果	12
3 地域懇談会	23
(1) 日程・テーマ	23
(2) 結果のまとめ	23
4 第二次計画の推進状況	24
5 地域福祉を取り巻く現状と課題	26
(1) 地域福祉を担う人づくり	26
(2) ふれあい、支え合いの地域づくり	27
(3) 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり	28
(4) 安全・安心して生活できる環境づくり	29
第 3 章 計画の基本的な考え方	30
1 計画の基本理念	30
2 計画の基本目標	31
3 計画の体系	33
第 4 章 施策の展開	34
基本目標 1 地域福祉を担う人づくり	34
(1) 福祉教育と啓発活動の推進	34
(2) 地域福祉をリードする人材の発掘と育成	35

(3) ボランティア団体・NPO への支援	36
基本目標2 ふれあい、支え合いの地域づくり	38
(1) 地域活動への支援	38
(2) 生きがいづくりと交流の促進	40
基本目標3 地域福祉を推進するしくみづくり	41
(1) 多様な主体との連携・協働	41
(2) 相談・情報提供体制の充実	42
(3) 権利擁護の推進	44
基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり	46
(1) 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進	46
(2) 福祉サービスの充実と生活困窮者等への自立支援	48
(3) 健康づくりの推進と総合的なケアマネジメント体制の確立	50
(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	52
第5章 計画の推進と進捗の管理	54
1 地域福祉の推進体制	54
2 計画の進捗を管理する体制	56
資料編	57
1 計画策定の経過	57
2 館林市地域福祉計画策定委員会設置要綱	58
3 館林市地域福祉計画策定委員会委員名簿	59
4 館林市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱	60

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化によって「ご近所関係」の希薄化が進み、介護や子育て等を地域で互いに助け合う力が弱まってきています。高齢者について見ると、一人暮らし高齢者の世帯や、高齢者のみの世帯が増え、生活する上で起こるさまざまな問題に加えて介護の環境も厳しさを増しており、自身の力だけでそうした問題を解決することに限界を迎えている人も少なくありません。また、就労の不安定化に起因した生活不安や貧困の連鎖、仕事と生活の調和を乱す過酷なストレス等による自殺、更には配偶者等への DV（ドメスティックバイオレンス）や高齢者、障がい者、幼児・児童への虐待等、社会の問題は多種・多様化し、複合化する傾向もうかがえます。

このような背景のもとで、市民が安心して自立した生活を送るためには、日常の生活課題を早期に発見し適切に解決することが必要です。自分や家族の力では対処しきれないさまざまな問題については、公的な福祉サービスでの対応を基本としつつも、地域住民・福祉団体・行政が協働し、地域で支え合うしくみづくりが、重要になっています。

本市においても人口の減少と高齢化率の上昇は継続していますが、平成 27 年 10 月には「館林市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を策定、翌 28 年 3 月には、「たてばやし市民計画 2020／館林市第五次総合計画後期基本計画」を策定し、人口減少に立ち向かい、より豊かな市民生活の実現に向けたまちづくりを進めています。

本計画は、総合計画が目指す「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」に向けた施策を、福祉分野において支える個別計画として、策定を進めるものです。

2 地域福祉・地域福祉計画とは

誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるようにするために、市民と福祉関係の事業者・団体と行政とが力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組むしくみが「地域福祉」で、そのしくみを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、以下のとおり、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」として規定されています。

社会福祉法（平成28年12月改正）より抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

ここに記載されているように、地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、市民や福祉団体等の意見を踏まえること、またその内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項（地域福祉の枠組み）を含めることが求められています。

また、地域福祉に関しては、社会福祉法第109条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定される、地域福祉活動計画もあります。

社会福祉法（平成 28 年 12 月改正）より抜粋

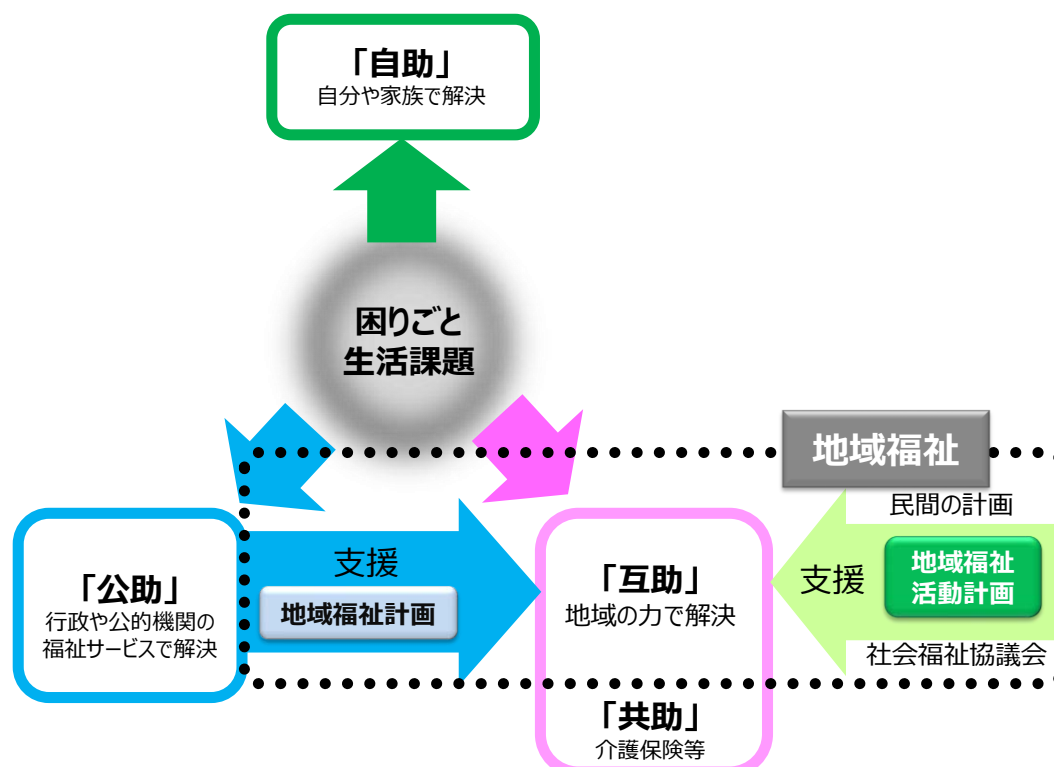
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

地域福祉計画は、市町村における地域福祉に関する全体的なしくみが記述され、地域福祉活動計画では、地域福祉の具体的な施策が個々に記述されます。従って、地域福祉を効果的に推進するためには、ふたつの計画が車の両輪となり、地域の生活課題の解決に向かって連携・協調しながら推進していくことが重要となります。

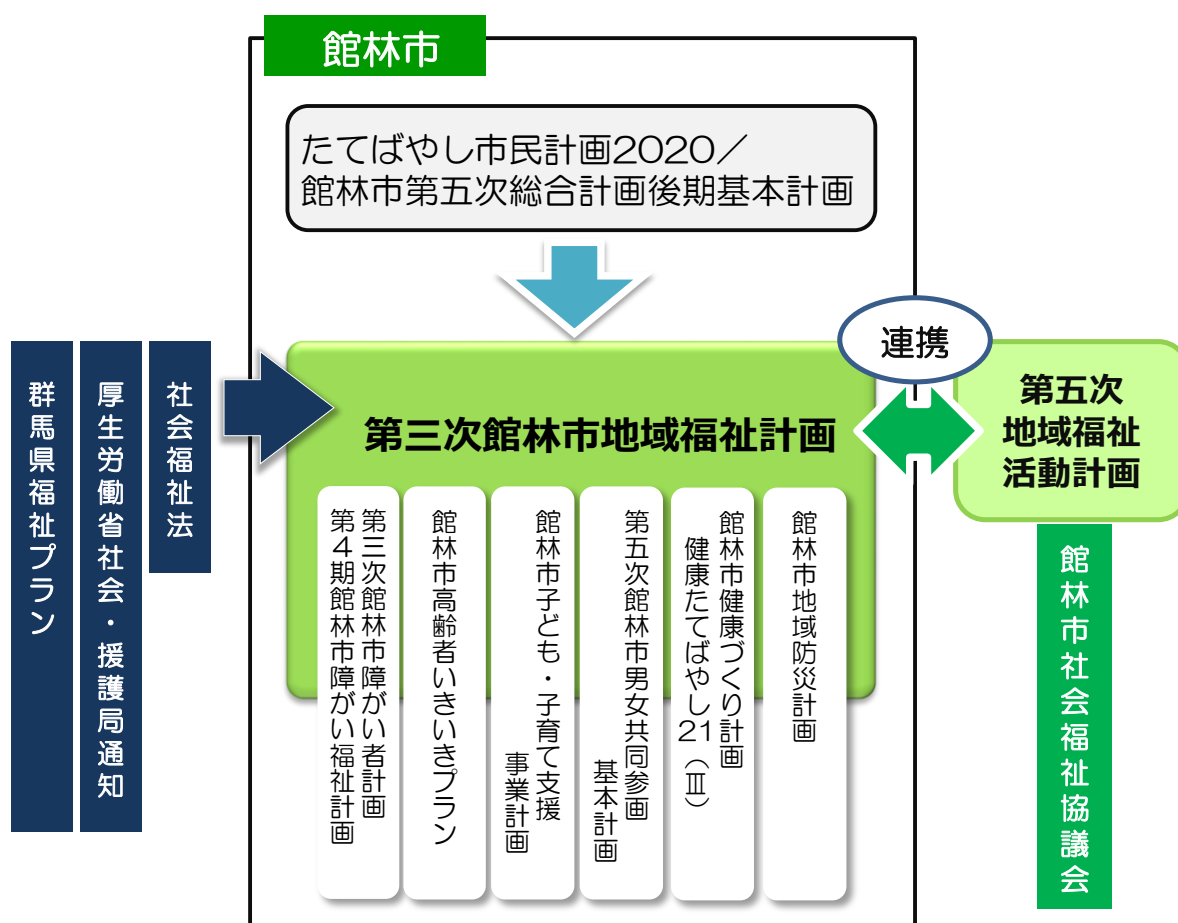
生活課題の解決の仕方としては、自分自身や家族で解決を図る「自助」、隣り近所や地域の中で解決を図る「互助」、広く民間の力を合わせて解決する「共助」、そして行政や公的機関の福祉サービスでの解決を図る「公助」とがあります。生活課題を中心として、地域福祉計画と地域福祉活動計画、「自助」「互助」「共助」「公助」の関係は、以下の図で表すことができます。



3 計画の位置づけ

「第三次館林市地域福祉計画」は、市の総合計画「たてばやし市民計画 2020／館林市第五次総合計画後期基本計画」を上位計画とし、その目指す将来の姿である「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」の実現を地域福祉の面から支える個別計画です。

また、全ての市民を対象とした福祉計画として、「高齢者いきいきプラン」や「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の個別の福祉計画や、「健康づくり計画」や「男女共同参画基本計画」、「地域防災計画」とも整合を図るとともに、館林市社会福祉協議会が策定する「第五次地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉を推進する計画です。



また、今回の計画策定にあたっては、少子高齢化の進展や度重なる自然災害の発生、経済の低迷等の社会情勢の変化を背景に、平成 26 年に厚生労働省から通知された「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（社援発 0327 第 13 号）も踏まえ策定しています。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

また、計画期間中に社会情勢や法的要請事項に著しい変化があった場合、また関連する他の計画との整合を図る必要が生じた場合などは、適宜見直しを行うこととします。



5 計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、市民や福祉団体等の意見を取り入れるため、市民の方へのアンケート調査（『館林市地域福祉計画』及び『館林市障がい者計画』策定のためのアンケート調査）、及び地域懇談会を実施し、地域福祉に関する市民の意見を伺うとともに、課題の抽出を行い、施策検討の基礎資料と致しました。

また、第二次館林市地域福祉計画に盛り込まれた施策の推進状況を内部評価し、その実績と今後の方向性を明らかにし、第三次計画の取組の設定の参考としました。

第 2 章 館林市の現状と課題

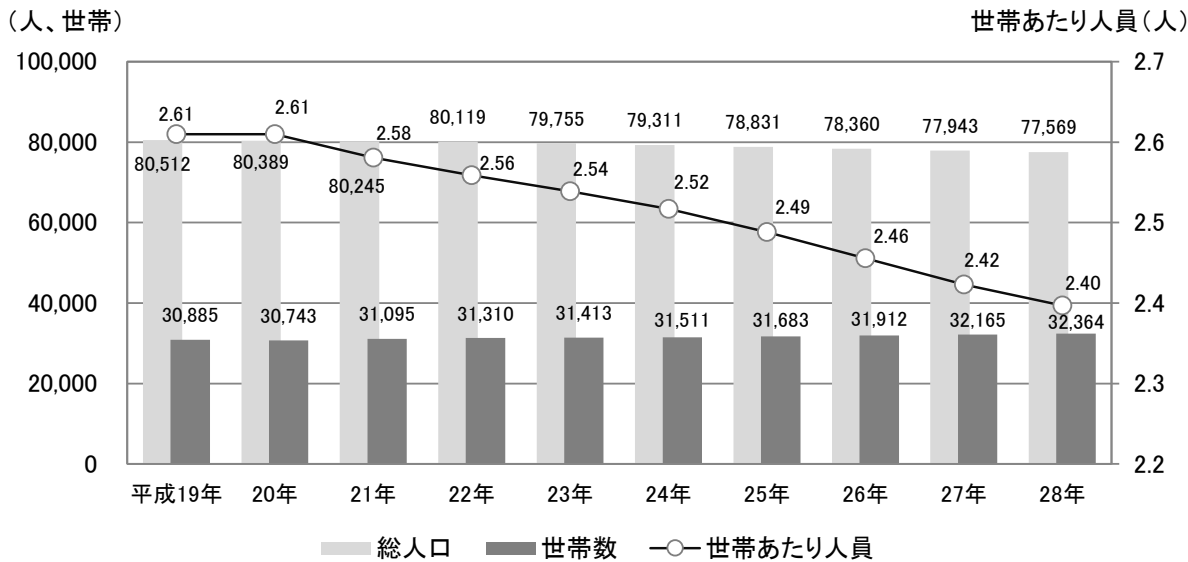
1 統計から見る館林市の現状

(1) 人口や世帯の状況

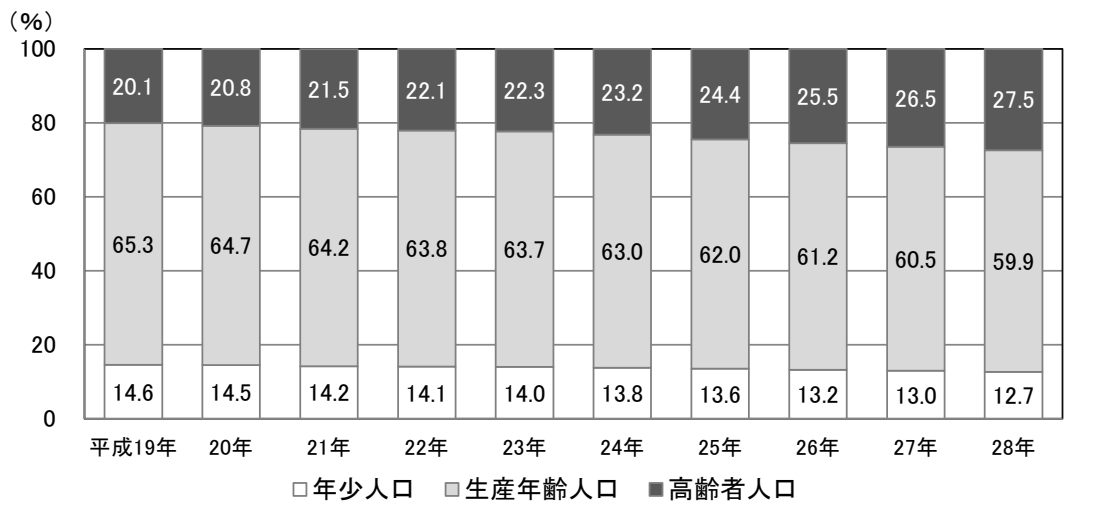
市の人口はゆるやかに減少しています。一方、世帯数は増加が続いているため、世帯あたりの人員は徐々に減少し、平成 28 年では総人口が 77,569 人、世帯数は 32,364 世帯、世帯あたりの人員は 2.40 人となっています。

年齢 3 区分別の人口構成比の推移を見ると、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が最も大きく低下しており、14 歳以下の年少人口でも減少が見られます。一方、65 歳以上の高齢者人口の構成比（高齢化率）は増加が続き、平成 19 年の 20.1%から平成 28 年には 27.5%まで上昇しました。

【総人口、世帯数と世帯あたり人員の推移】



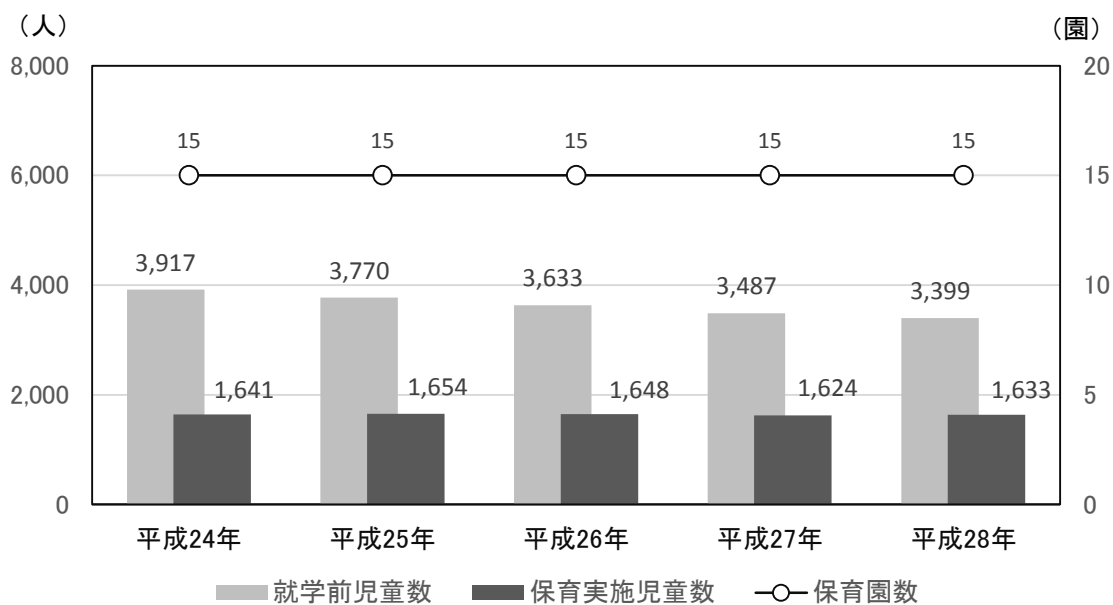
【年齢 3 区分別の人口構成比の推移】



(2) 子どもの状況

保育園数は、平成 24 年以降 15 園で推移しています。また保育実施児童数も 1,630 ～1,650 人で安定していますが、就学前児童数は年々減少する傾向にあり、平成 28 年は 3,399 人と、平成 24 年から 500 人余り減少しています。

【保育実施児童数、就学前児童数と保育園数の推移】



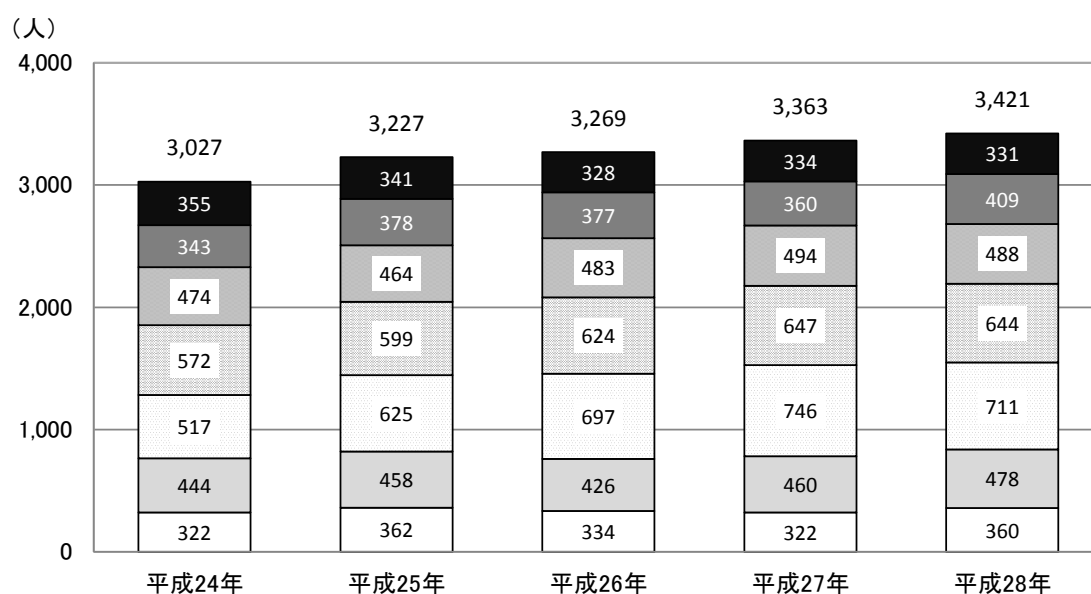
資料：こども福祉課（各年 4 月 1 日時点）

(3) 要介護者等の状況

要支援及び要介護認定者の総数は、平成 24 年 3,027 人から平成 28 年の 3,421 人へと 394 人増加しました。介護度別に見て増加人数が多いのは、要介護 1（194 人増）と要介護 2（72 人増）及び要介護 4（66 人増）となっています。

平成 27 年 4 月から特別養護老人ホームへの入居は原則として要介護 3 以上とされており、この条件に該当する要介護 3～5 の人の総数は、平成 24 年から平成 28 年にかけて 56 人の増加に留まっています。

【要介護認定者数の推移】



□ 要支援1 □ 要支援2 □ 要介護1 □ 要介護2 □ 要介護3 □ 要介護4 ■ 要介護5

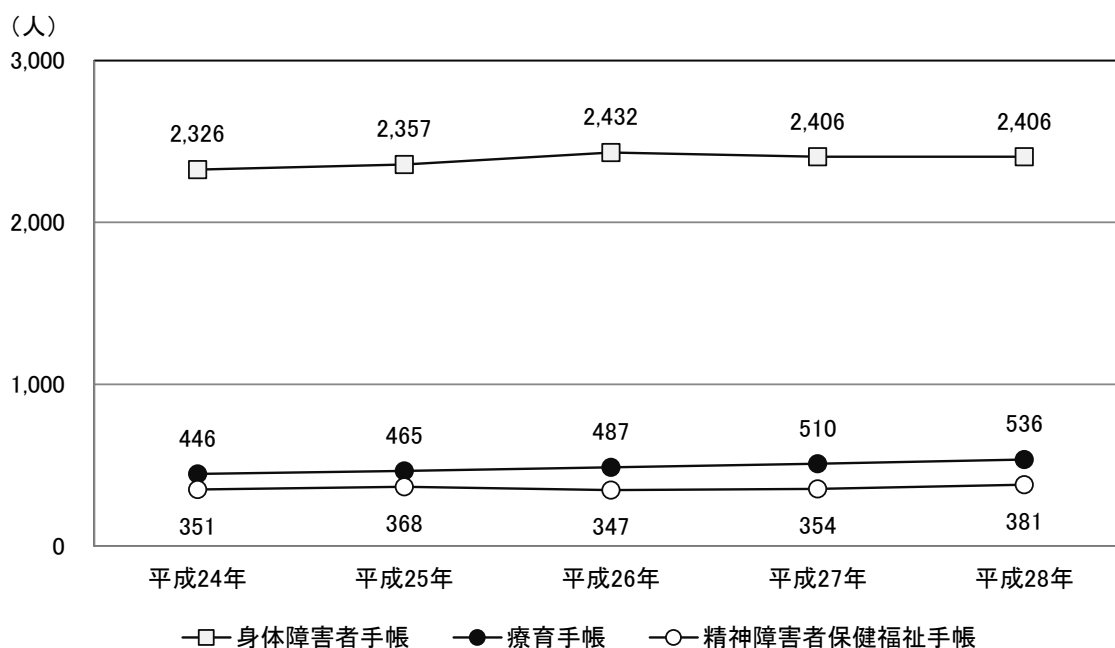
資料：介護保険課（各年 3 月 31 日時点）

(4) 障がい者の状況

各障害者手帳の交付者数は、ゆるやかに増加しています。平成 24 年を基準に平成 28 年を見ると、身体障害者手帳交付者は 80 人（3.4％）の増加、療育手帳交付者は 90 人（20.2％）の増加、精神障害者保健福祉手帳交付者は 30 人（8.5％）の増加となっており、特に療育手帳交付者の増加の割合が大きくなっています。

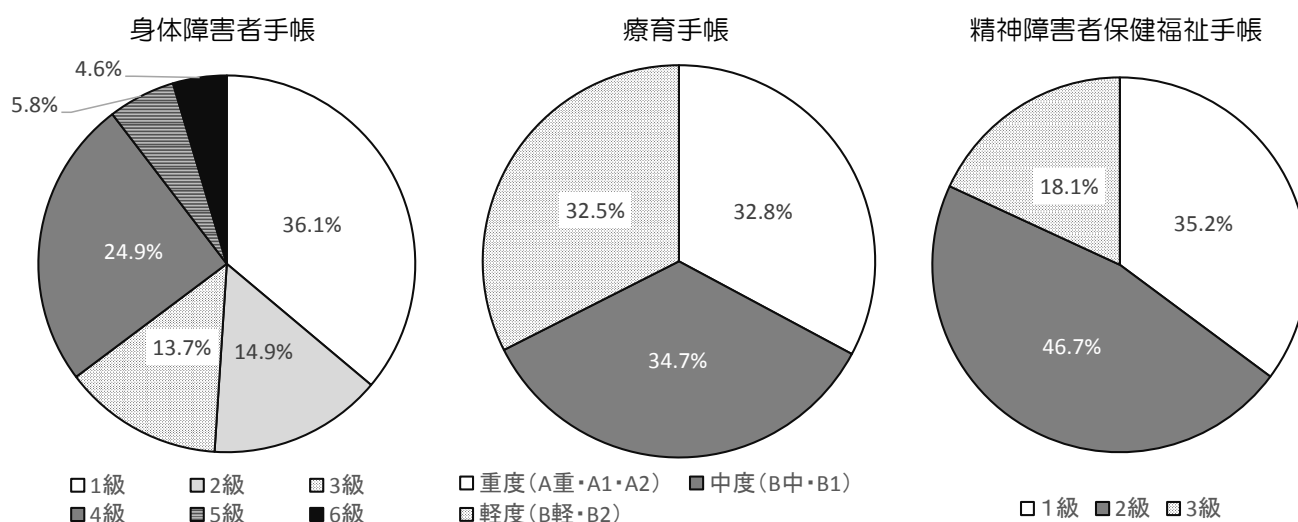
障がいの等級別、程度別では、いずれの手帳においても、最も重い等級・程度がほぼ 1/3 を占めています。

【各障害者手帳交付者数の推移】



資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日時点）

【手帳別、等級・程度別の手帳交付者の割合】

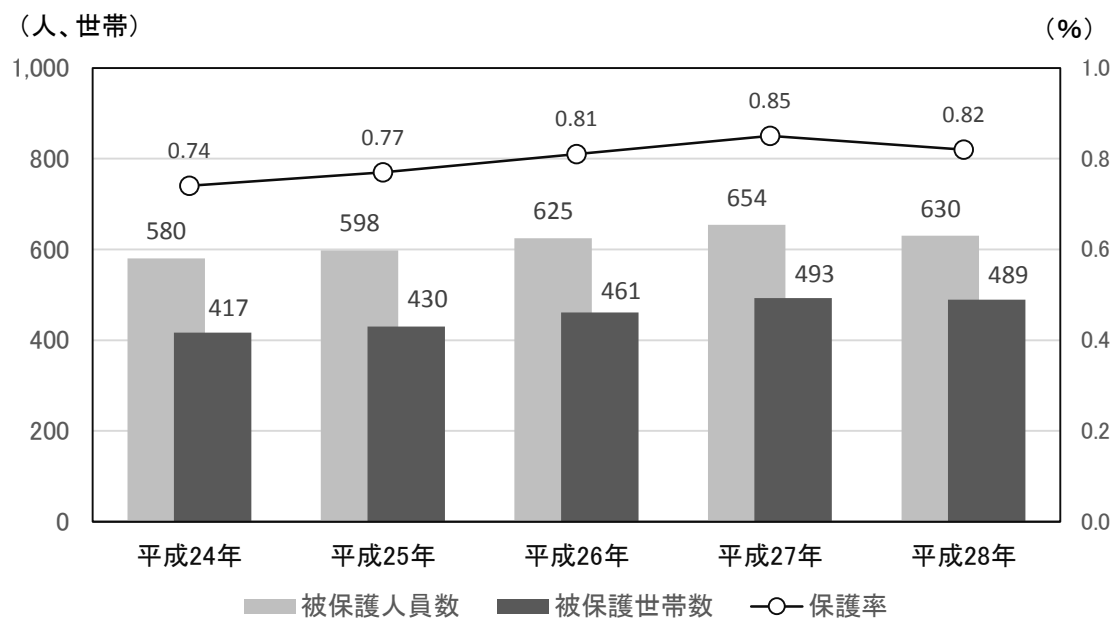


資料：社会福祉課（平成 28 年 3 月 31 日時点）

（５）生活困窮者の状況

生活困窮者については、平成 24 年から平成 27 年まで、被保護人員、被保護世帯数並びに保護率とも増加を続けていましたが、景気回復の影響で横ばい傾向となっています。

【被保護世帯数・人員数、保護率の推移】

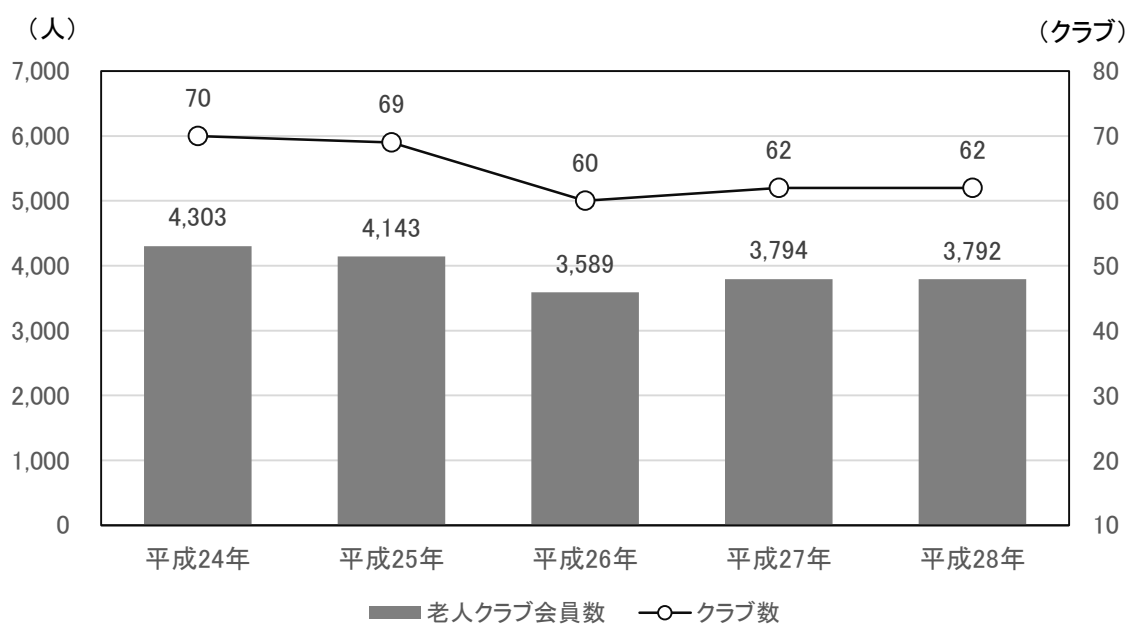


資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日時点）

（６）地域活動の状況

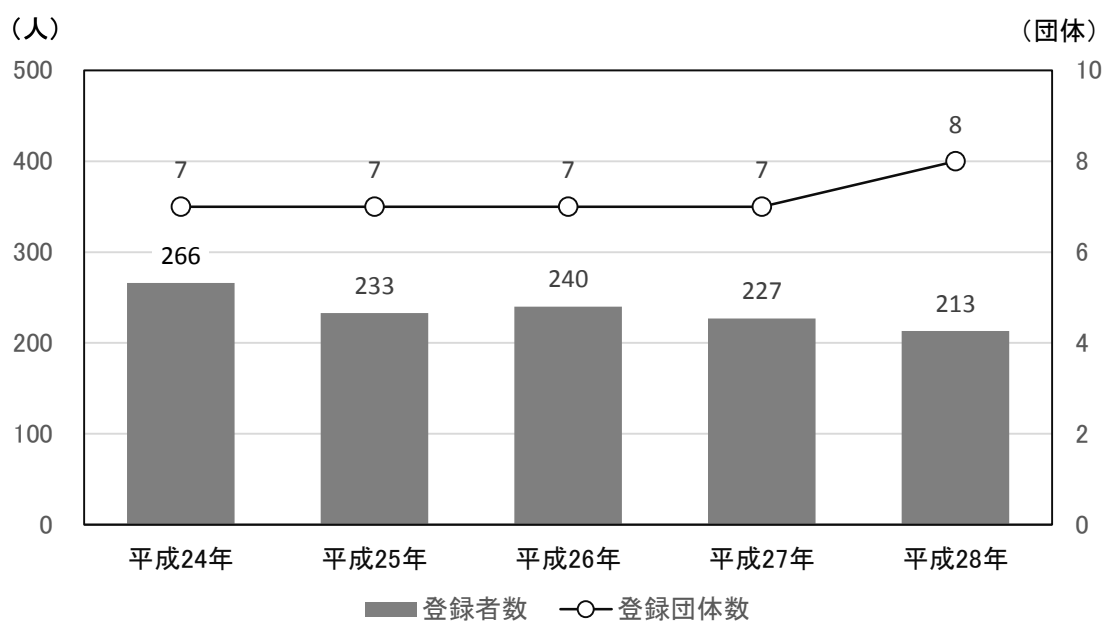
平成 24 年以降、老人クラブの会員数及びクラブ数は減少傾向となっています。また、ボランティアの登録者数についても同様に減少傾向ですが、ボランティア登録団体数については、安定した推移となっており、平成 28 年度には 1 団体の増加がありました。

【老人クラブ会員数・クラブ数の推移】



資料：高齢者支援課（各年4月1日時点）

【ボランティア登録者数・登録団体数の推移】



資料：社会福祉課（各年4月1日時点）

2 市民アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

本調査は、館林市に在住の18歳以上の市民2,500人を対象として行いました。実施概要及び回収結果は以下のとおりです。

■調査対象者

区 分	調査対象者数	調査対象
18 歳以上の男女	2,500 人	無作為抽出

■実施概要

項 目	詳 細
調査対象地域	館林市全域
調査形式	アンケート調査
配布・回収方法	郵送配布・回収
調査時期	平成 28 年 9 月

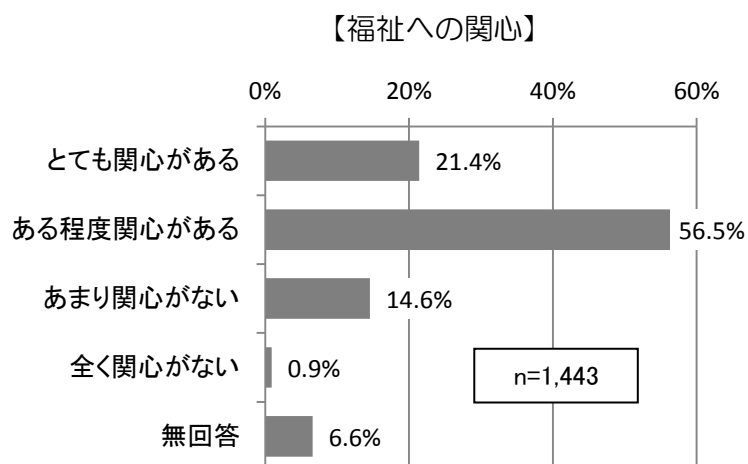
■回収結果

調査票配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,500	1,443	1,443	57.7%

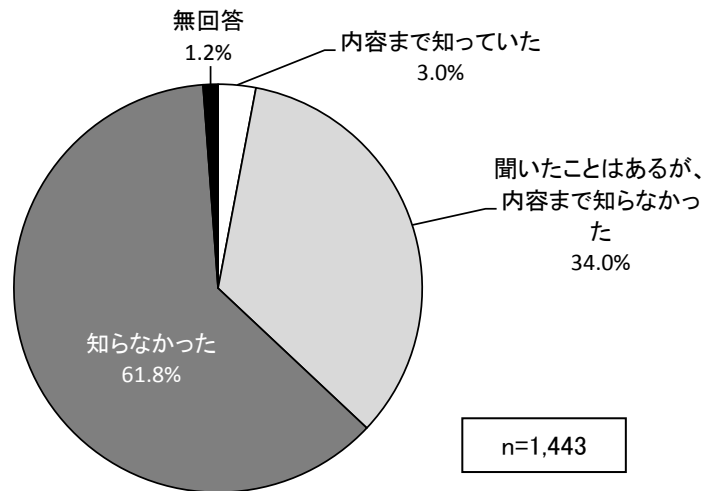
(2) 主な調査結果

○福祉への関心と地域福祉計画の認知について

8 割近くの方が福祉に「とても関心がある」または「ある程度関心がある」と回答していますが、6 割強の方は「地域福祉計画」を知らなかったと回答しており、計画の周知は課題となっています。



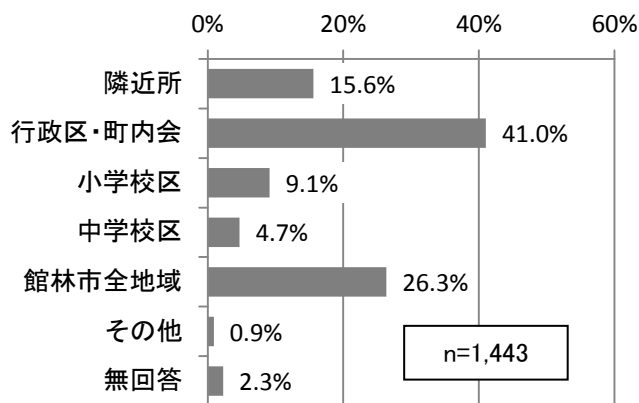
【地域福祉計画の認知度】



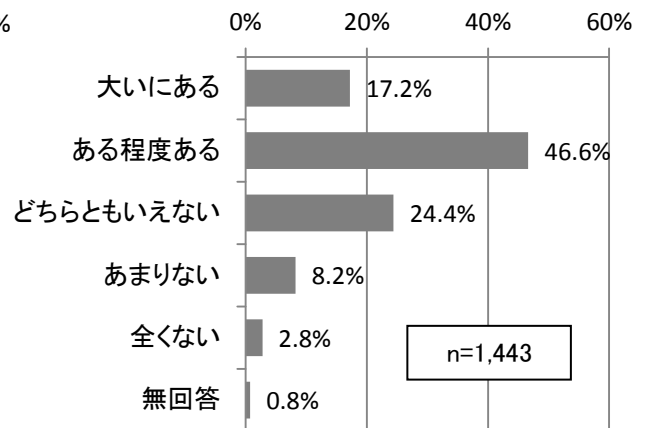
○「地域」との関わりについて

「地域」を「行政区・町内会」と考える方が4割を超えて最も多くなっています。また、今住んでいる地域に「愛着がある」方は、6割を超えています。

【「地域」と考える範囲】



【地域への愛着】

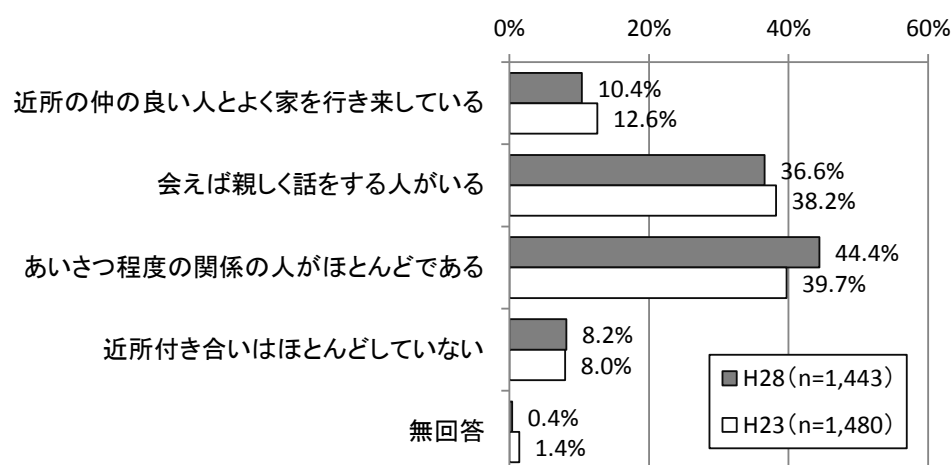


ふだんの近所付き合いの程度では、「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」が4割を超えて最も多く、5年前の調査よりもその回答は増加しています。

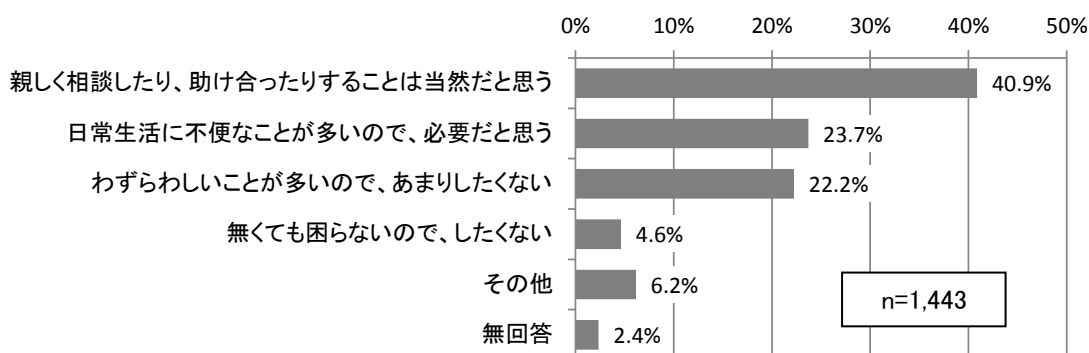
一方、近所付き合いについての考えでは、「親しく相談したり、助け合ったりすることは当然だと思う」が40.9%、「日常生活に不便なことが多いので、必要だと思う」が23.7%と、合わせて6割を超える方は、近所付き合いは必要との考えをお持ちです。

また、7割弱の方は行政区や町内会に加入しています。

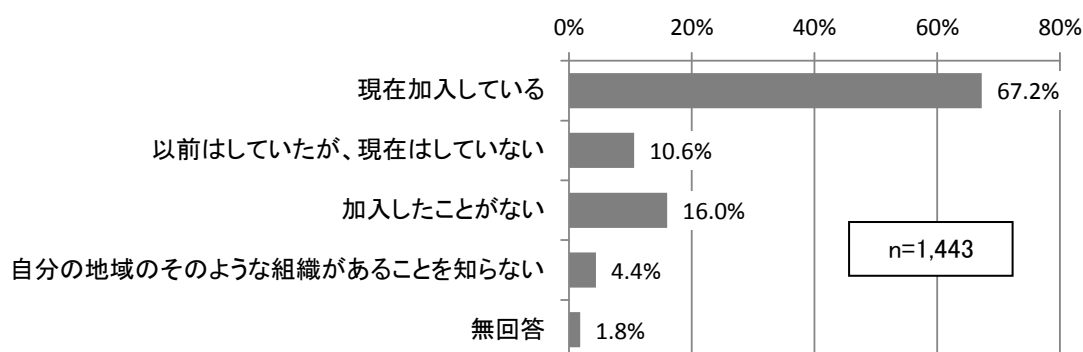
【近所の人との付き合いの程度】



【近所付き合いについての考え】



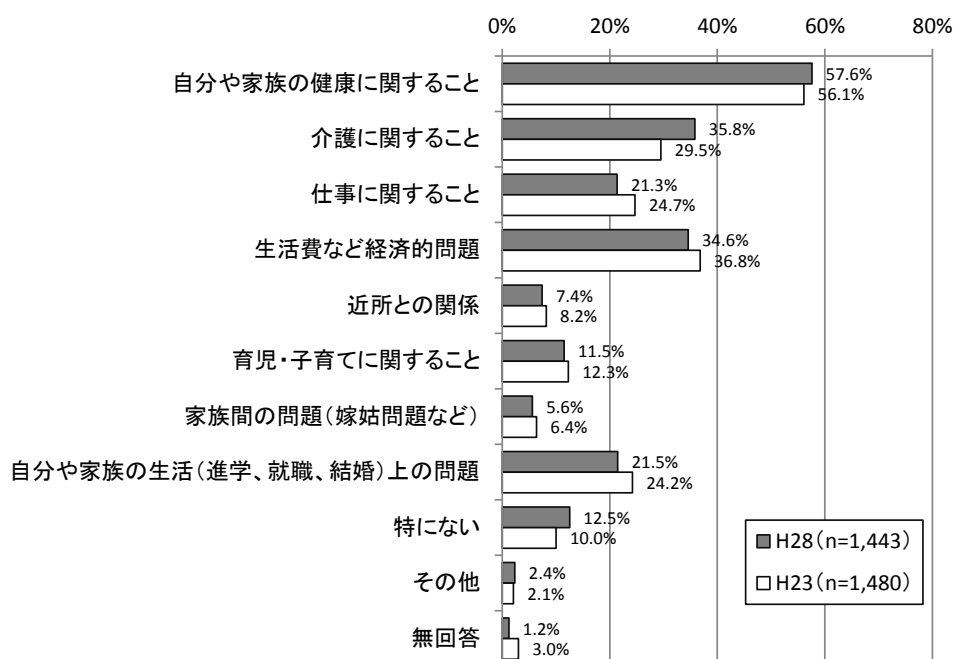
【行政区や町内会への加入状況】



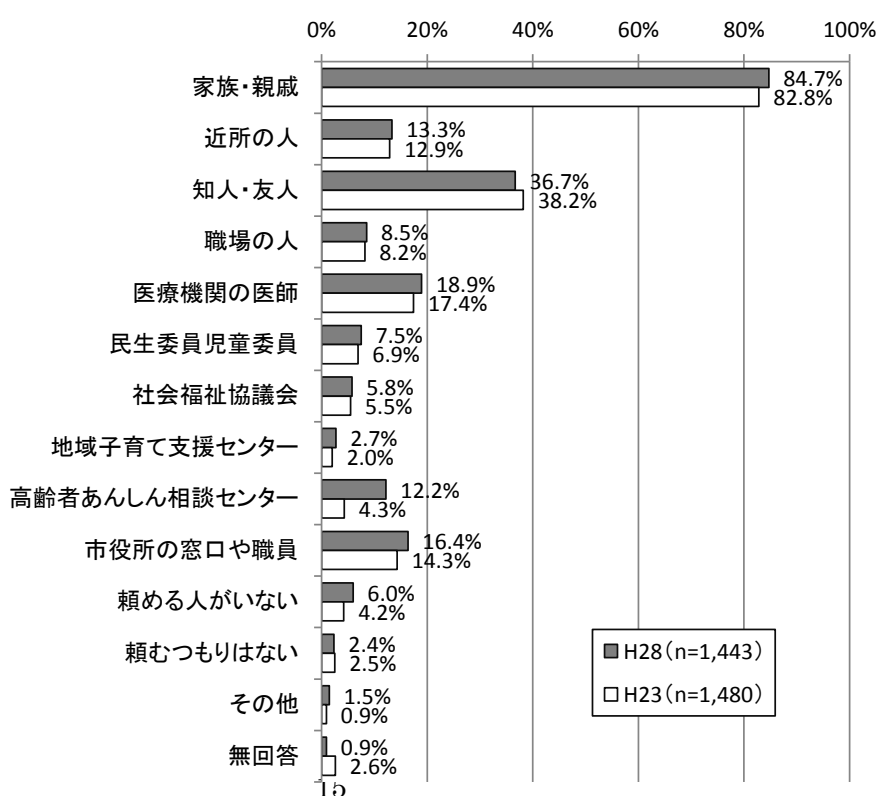
毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安では、「自分や家族の健康に関すること」が5割を超えて最も多くなっていますが、5年前の調査と比較すると、「介護に関すること」の回答の伸びが大きくなっています。

また、相談や助けが必要な時に誰に頼みたいかでは「家族・親戚」と「知人・友人」を除くと、「医療機関の医師」や「市役所の窓口や職員」が多くなっていますが、5年前の調査との比較では、「高齢者あんしん相談センター」が大きな伸びを示しています。

【暮らしの中で感じている悩みや不安】

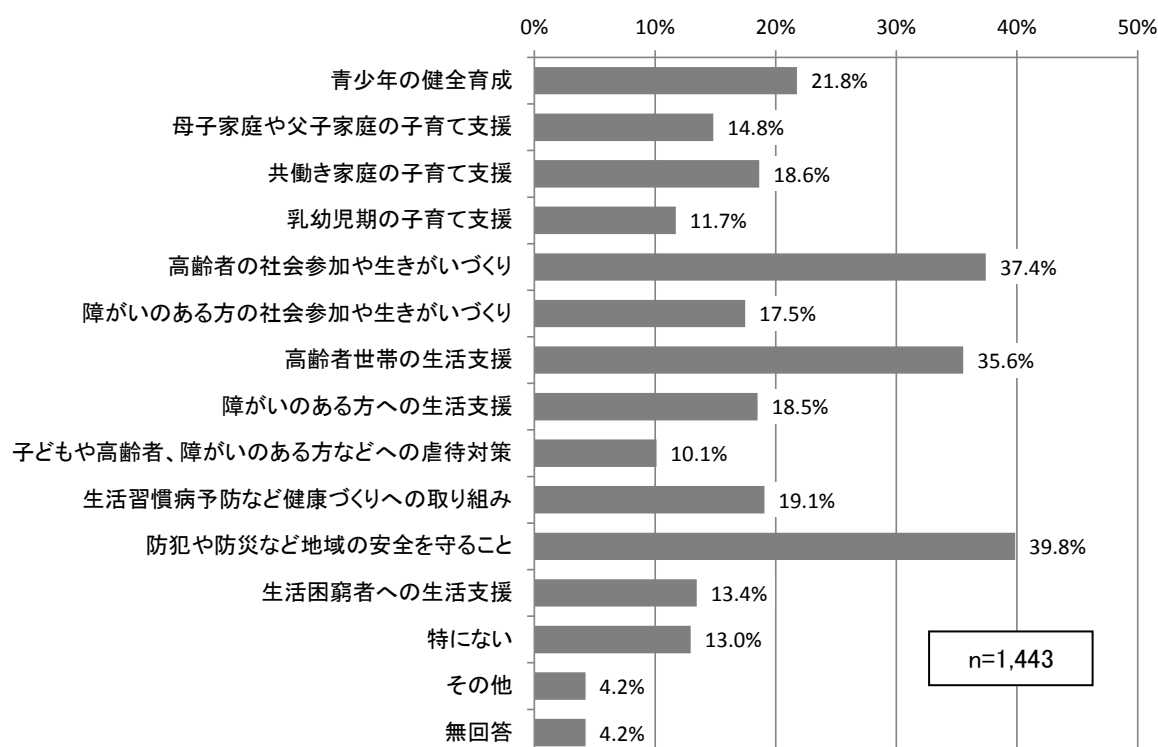


【相談や助けが必要な時に頼みたい先】



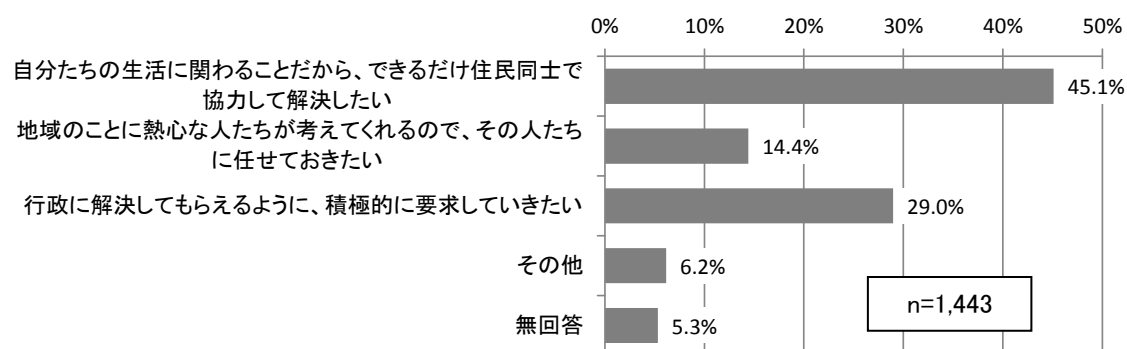
地域住民が取り組むべき地域の課題や問題としては、ほぼ 4 割の方が「防犯や防災など地域の安全を守ること」と回答していますが、「高齢者の社会参加や生きがいのづくり」や「高齢者世帯の生活支援」といった高齢者に関する回答も、第2位と第3位の回答率となっています。

【地域住民が取り組むべき地域の課題】※複数回答



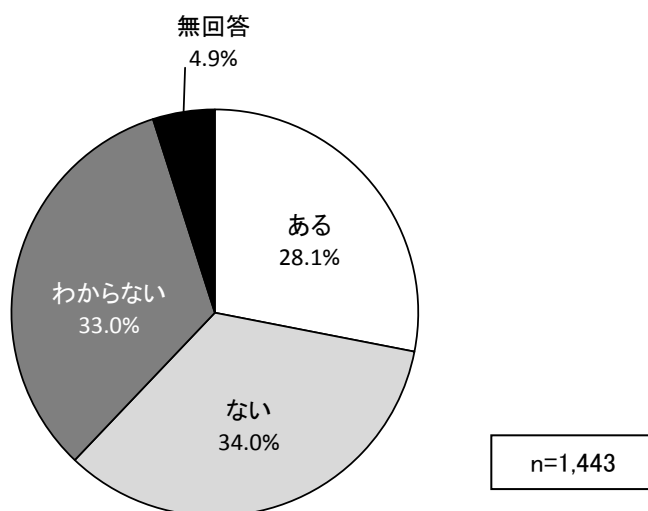
日常生活の中で起こる問題の解決については、「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決」するのが良いと思う方が 5 割弱で最も多くなっていますが、ほぼ 3 割の方は行政に解決を求めていると考えています。

【日常生活の中で起こる問題の解決で良いと思う方法】



○障がいのある方への施策などについて

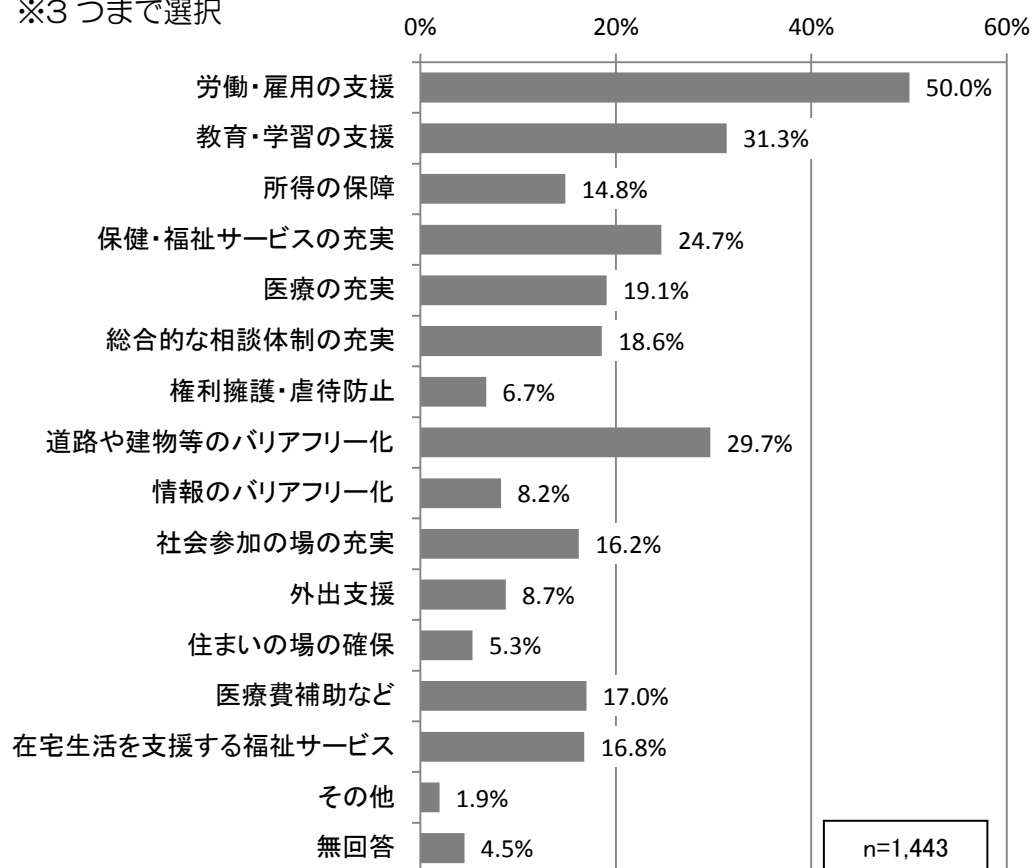
日常生活や地域における、障がいのある方に対する差別・偏見などについては、3割近くの方が、感じることもあると回答しています。



障がいのある方にとって館林市が暮らしやすいまちになるために重点的に取り組む必要があることでは、「労働・雇用の支援」が5割で最も多く、続いて「教育・学習の支援」、「道路や建物等のバリアフリー化」となっています。

【障がいのある方が暮らしやすいまちになるために必要と思う重点的な取組】

※3 つまで選択

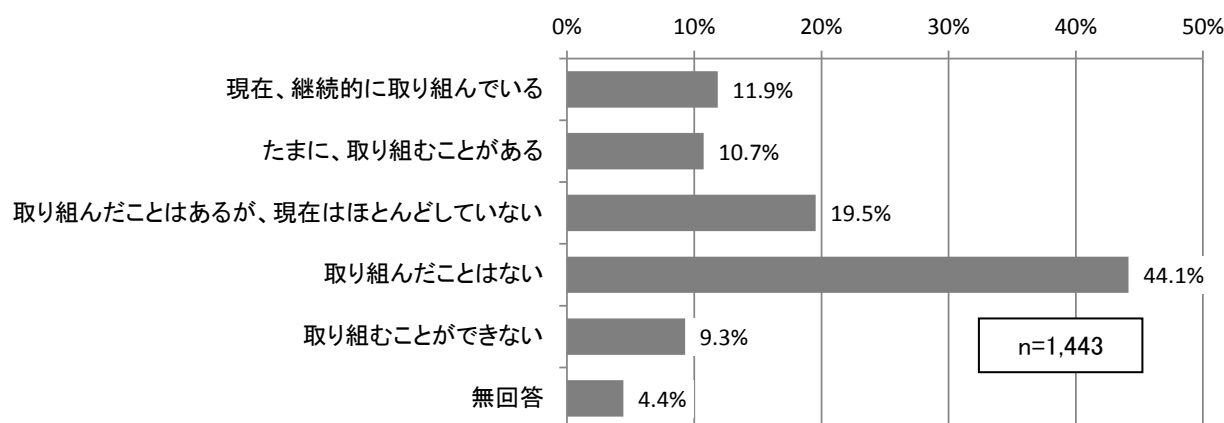


○地域活動やボランティア活動について

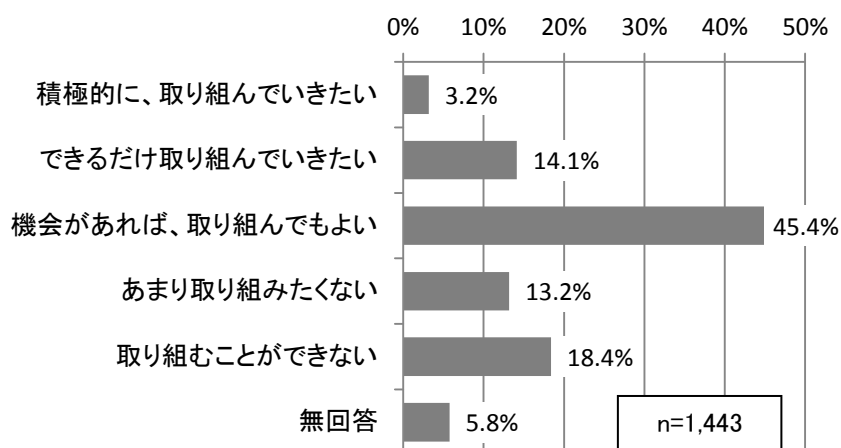
地域活動やボランティア活動などに取り組んだことのない方が44.1%いますが、今後の意向として「あまり取り組みたくない」方は1割強に過ぎず、45.4%の方は「機会があれば、取り組んでもよい」と、活動への取組を肯定的に考えています。

また、今後、地域での助けあいや支え合いを活発にしていくために必要なことでは、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」、「活動の拠点となる場を整備する」などが多い回答となっていますが、「リーダーの育成」や「相談・指導を担当する専門職員の充実」、「支援する人とされる人の調整を図る人の育成」など、「福祉教育の充実」も含め、人材に関すること重要とする回答も多くなっています。

【地域活動やボランティア活動への取り組みの状況】

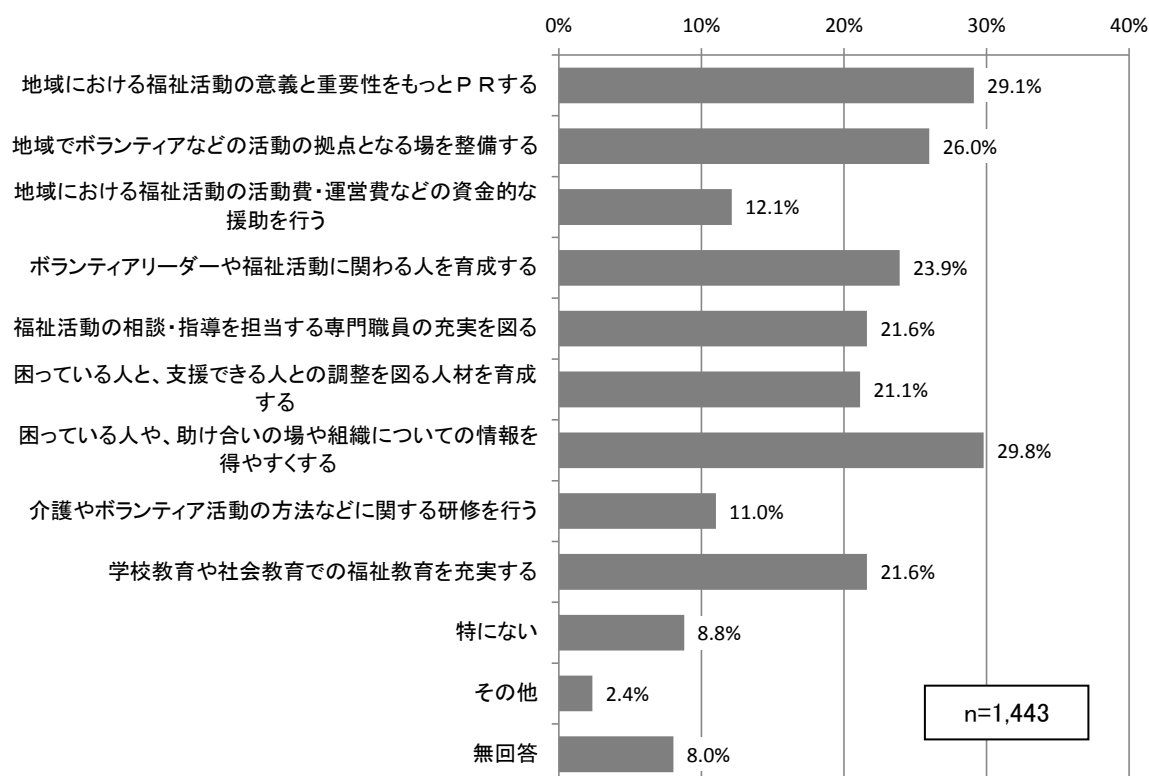


【今後の地域活動やボランティア活動への取り組みについての意向】



【地域における助けあい、支え合い活動の活発化のために重要と思うこと】

※3 つまで選択

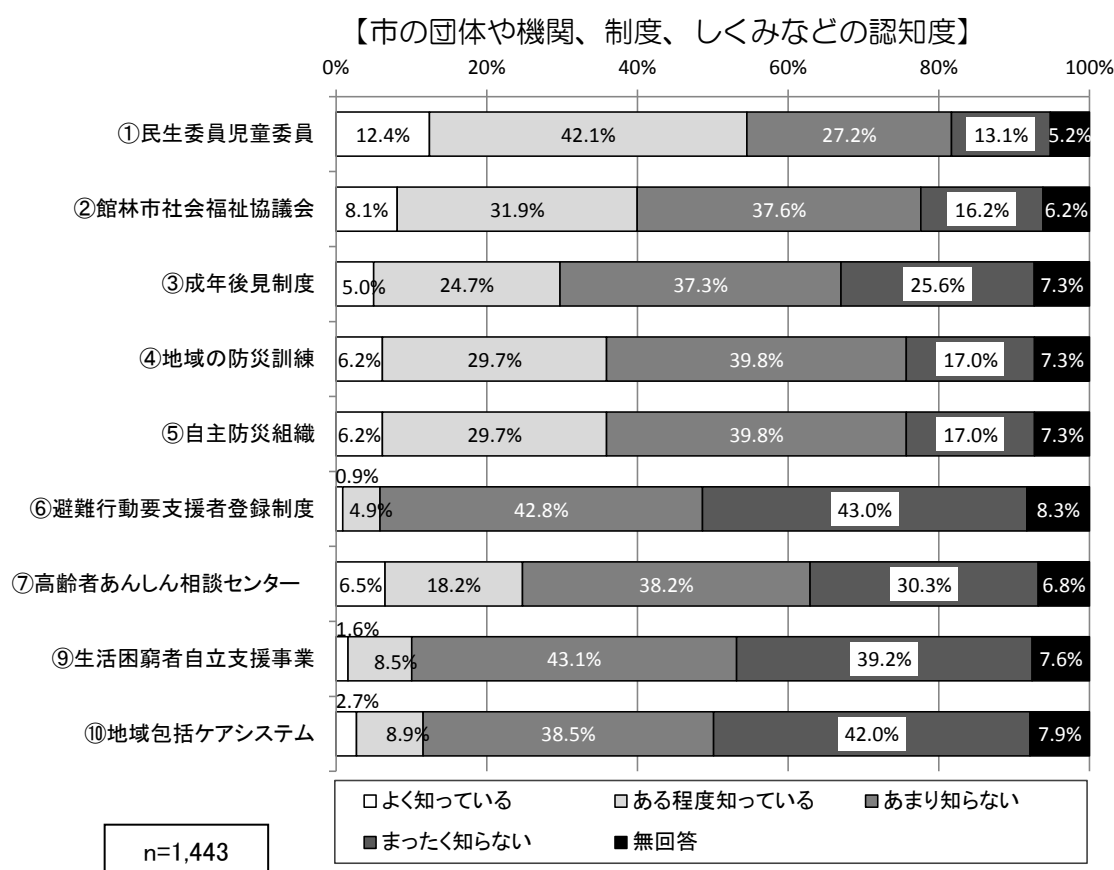


○福祉サービスなどについて

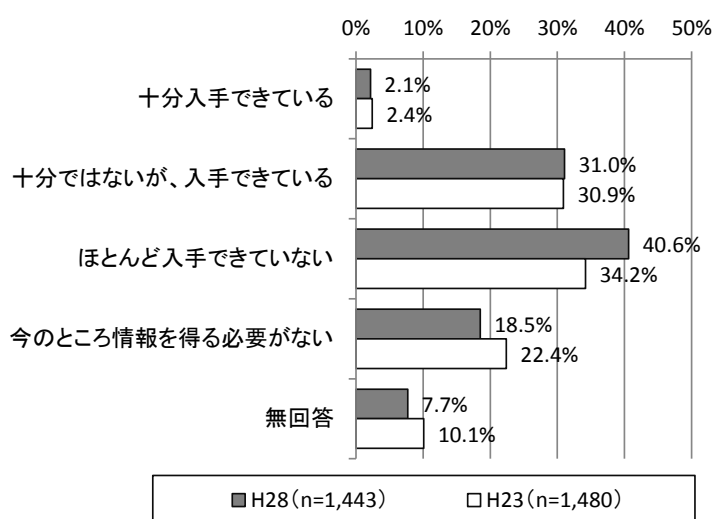
市の団体や機関、制度、しくみの中で認知度が比較的高いのは、「民生委員・児童委員」で、「よく知っている」と「ある程度知っている」を合わせると54.5%に達しています。これに続くのは「館林市社会福祉協議会」、「地域の防災訓練」、「自主防災組織」などですが、館林市社会福祉協議会を知っている方は40.0%、防災訓練と防災組織を知っている方は、いずれも35.9%に留まっています。また、「避難行動要支援者登録制度」は、ほとんど認知されていません。

必要な福祉サービスの情報を入手できているかでは、「ほとんど入手できていない」が4割を超えて最も多く、5年前の調査よりもその割合は増えています。

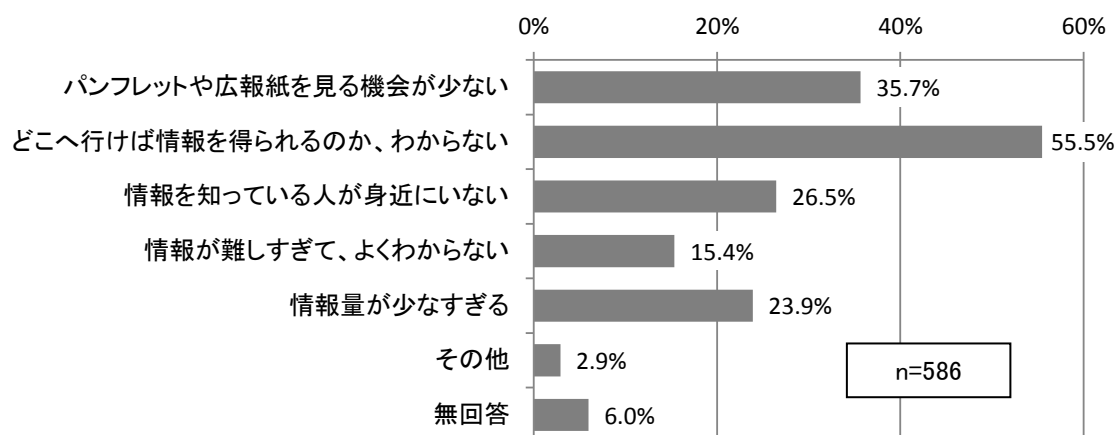
福祉サービスの情報をほとんど入手できていない理由としては、「どこに行けば情報を得られるのか、かわらない」との回答が5割を超えています。また、福祉サービスに関する情報の提供でもっと充実すべきなのは、「市役所の窓口や広報紙」との回答がほぼ6割で圧倒的に多くなっています。



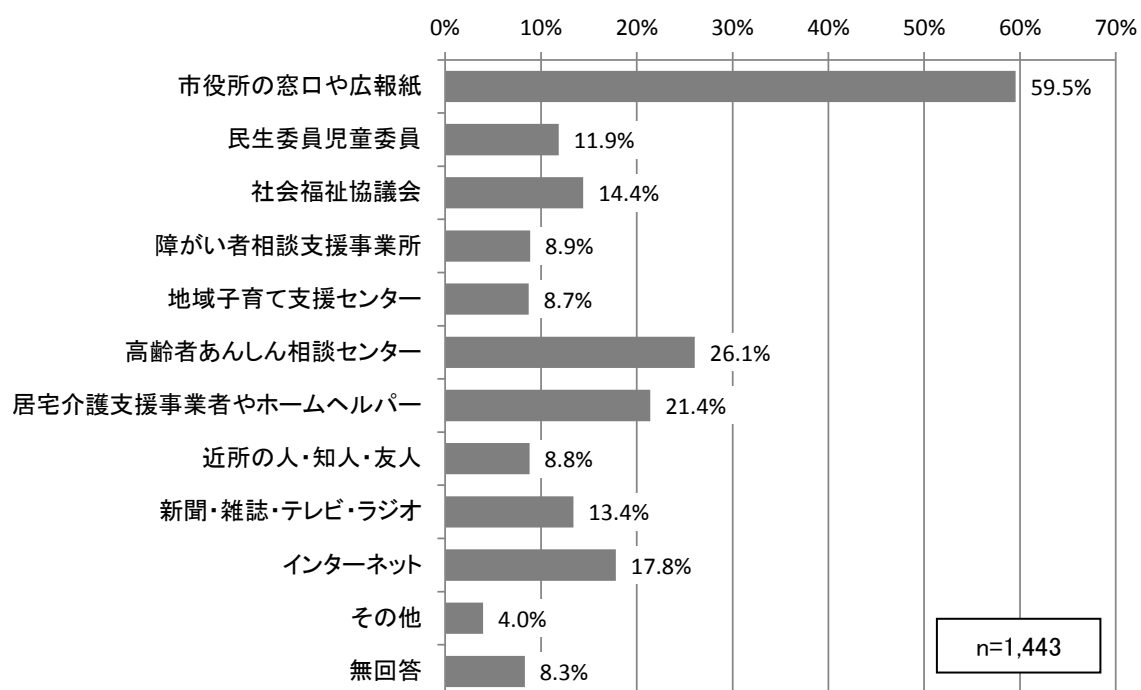
【福祉サービスに関する情報の入手状況】



【情報が入手できない理由】※複数回答



【福祉サービスに関する情報提供で、もっと充実すべきこと】※3 つまで選択

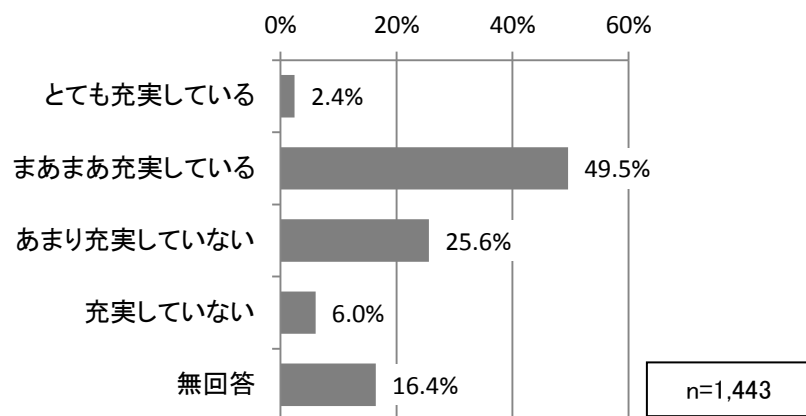


○保健福祉施策などについて

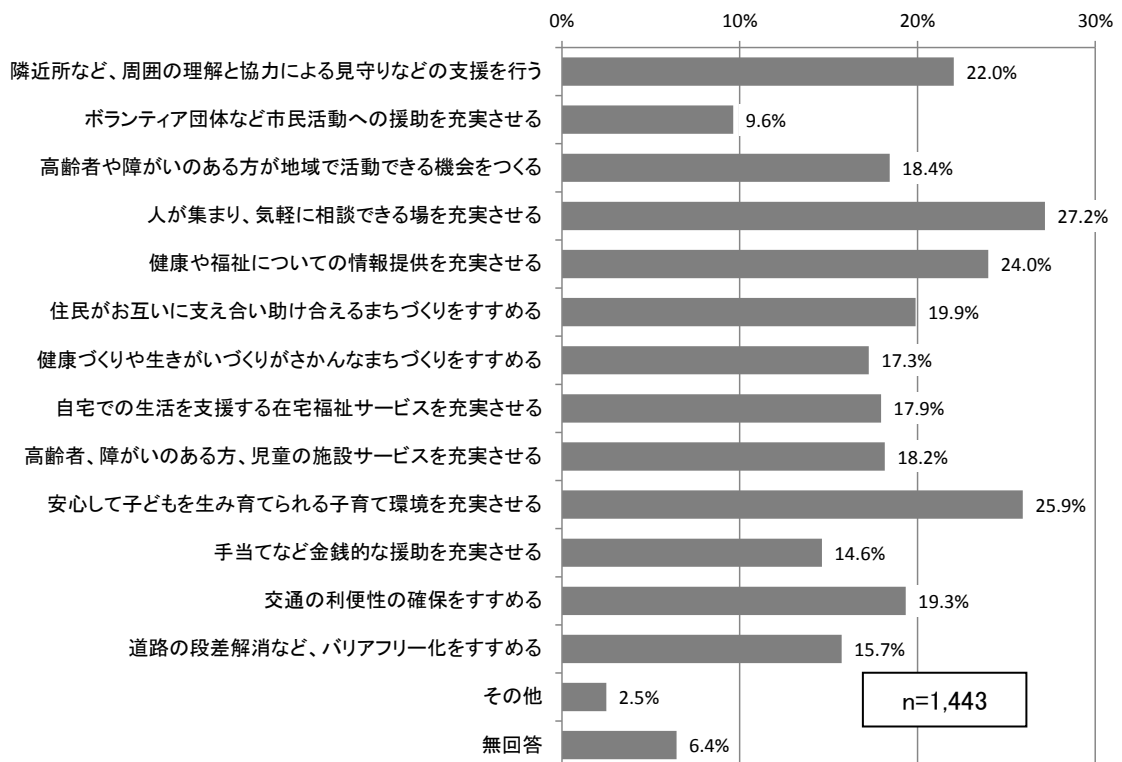
館林市の福祉サービスについては、5割を超える方が、「とても充実している」または「まあまあ充実している」と回答しています。

今後、市の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取組では、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が多くなっています。

【市の福祉サービスについて】



【市の保健福祉施策をより充実するために重要と考える取組】



3 地域懇談会

地域福祉や地域福祉計画について理解を深めていただくとともに、地域における福祉課題を把握し「第三次館林市地域福祉計画」策定に向け、基礎となる資料を得ることを目的としてワークショップ形式の地域懇談会を実施しました。

(1) 日程・テーマ

開催日時	開催場所	テーマ	参加者数
平成29年2月6日(月) 13:30~15:30	館林市役所 5階研修室	地域の良い点と気になる点について	22名

(2) 結果のまとめ

懇談会では、地域における良い点と気になる点について、以下のご意見をいただきました。

■「人づくり」に関して■

高齢者が多くなっており、地域をまとめるボランティアが不足している、地域の役員を選ぶことも大変になっているとの意見が多くありました。

■「地域づくり」に関して■

寿会や育成会、サロンなどの活動が活発に行われ、交流の機会はある一方で、隣組に加入したくない、隣組から脱退したいなどの意見も出てきており、地域の連携が希薄化しているとの指摘がありました。

また、町内の人達の情報（年齢、家族構成、健康状態等）が正確に把握できず、組織的な見守りもできないとの意見、高齢者が集える場所がないとの意見がありました。

■「しくみづくり」に関して■

回覧物を読まない、内容が理解されない、との意見がありました。

■「安全・安心な環境づくり」に関して■

組織的なパトロールや下校時の小学生の安全確保の活動が行われていますが、地域に増える空き家を防犯・防災上懸念する指摘がありました。防犯灯について、十分整備されているとの意見、設置が進まないとの意見があり、地域間でばらつきがあることが浮き彫りになりました。ゴミ出しについても、ルールが守られているとの意見、守られていないとの意見があり、意見が二分されています。

地域によっては、防災訓練を隔年で実施しているとの意見がありました。さらに、災害に関して、避難場所が特に高齢者にとって遠い、災害発生の周知方法に不備がある、道路が狭く緊急車両が入れるか心配などの意見がありました。

また、経済的に生活が困窮している人がいるとの意見がありました。

4 第二次計画の推進状況

「第二次館林市地域福祉計画」に盛り込まれた事業について、以下の達成度基準に従って、担当部門が自己評価を行いました。44 の施策に対して、122 事業の評価結果は、全体として「十分できている」が 30.3%、「ややできている」が 57.4%、「あまりできていない」が 7.4%、「全くできていない」が 4.9%という結果となりました。

基本目標別に見ると、目標 2「ふれあい、支え合いの地域づくり」で「十分できている」の割合が 47.1%と比較的高かったのに対し、目標 1「地域福祉を担う人づくり」では、「あまりできていない」が 14.8%、「全くできていない」が 3.7%、目標 4「安全・安心して生活できる環境づくり」では「あまりできていない」が 10.9%、「全くできていない」が 4.3%に上るなど、やや課題を残す結果となりました。

＜達成度基準＞

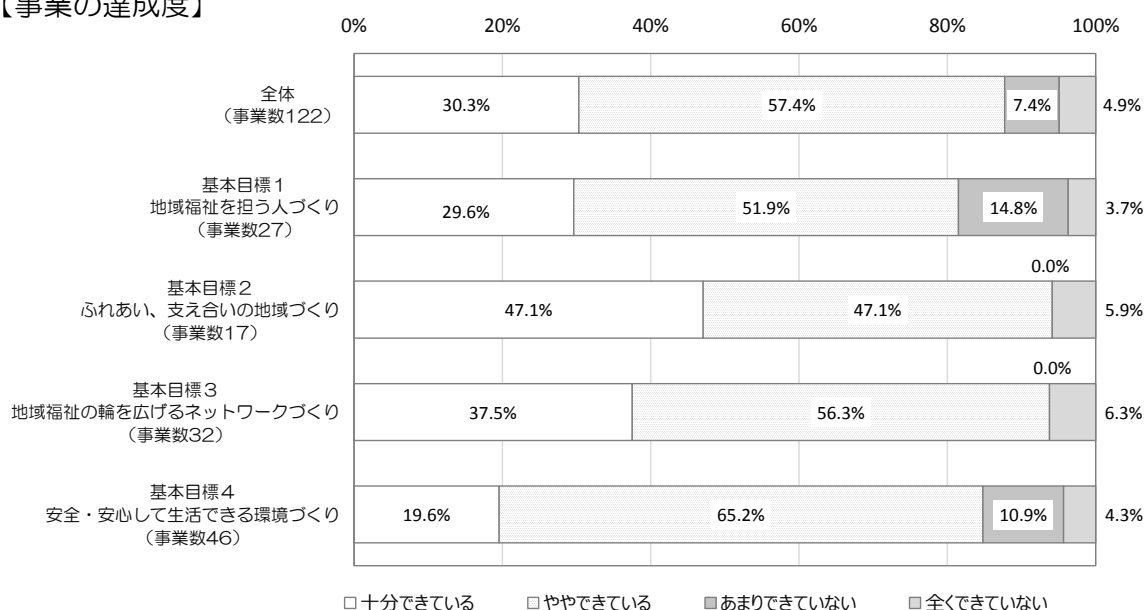
十分できている：目標を達成した施策・事業

ややできている：目標に向けて向上した施策・事業

あまりできていない：現状維持の施策・事業

全くできていない：後退した、廃止した施策・事業

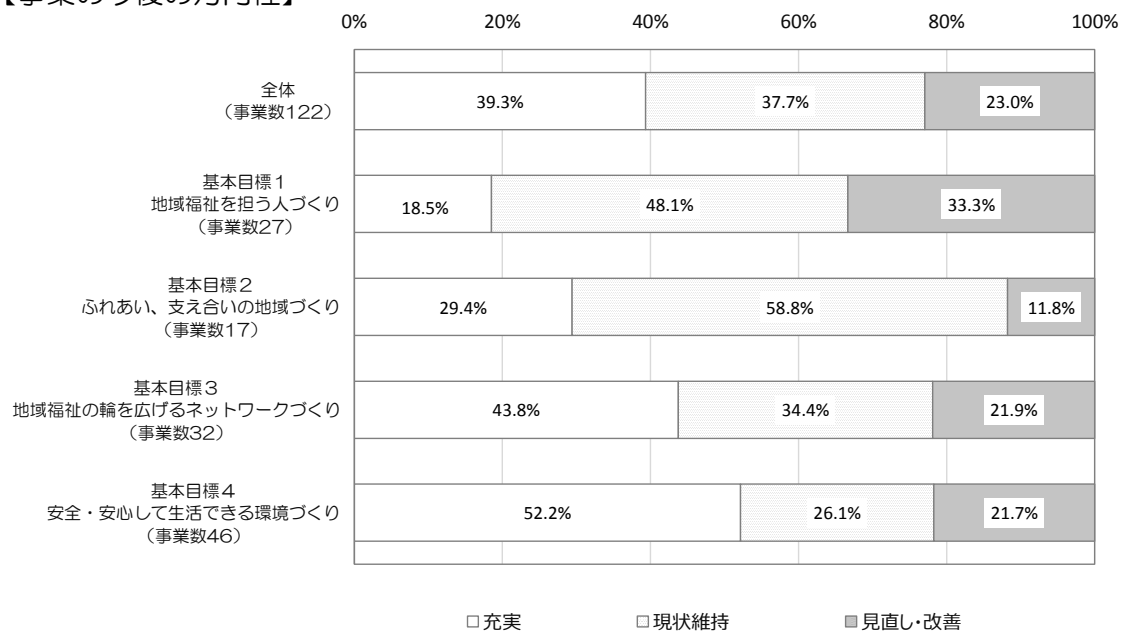
【事業の達成度】



また、事業の今後の方向性については、全体として、39.3%の事業が「充実」、37.7%の事業が「現状維持」、23.0%の事業が「見直し・改善」となりました。

基本目標別に見ると、目標 1「地域福祉を担う人づくり」では、「現状維持」が過半数近い 48.1%に上りましたが、「見直し・改善」は 33.3%で、4つの目標の中で最多となっています。目標 2「ふれあい、支え合いの地域づくり」では「現状維持」が 6割近く、また「見直し・改善」の事業は約 1割と少なくなっています。目標 3「地域福祉の輪を広げるネットワークづくり」と目標 4「安全・安心して生活できる環境づくり」は、今後「充実」させていく事業が 5割前後の割合となっています。

【事業の今後の方向性】



5 地域福祉を取り巻く現状と課題

各種の統計や市民アンケート、地域懇談会並びに第二次計画の推進状況などから、地域福祉を取り巻く市の現状と課題を、第二次計画の基本目標である「人づくり」「地域づくり」「ネットワークづくり」「環境づくり」のカテゴリーごとにまとめました。

(1) 地域福祉を担う人づくり

【現状】

- 第二次計画の推進状況で、「あまりできていない」との評価と、事業の今後の方向として「見直し・改善」の割合が最も多いカテゴリーです。
- アンケート調査では福祉への高い関心が示されていますが、「地域福祉計画」を内容まで知っていた人は3%と、ほとんどいないのが現状です。
- アンケート調査で、地域での助け合いや支え合いを活発にしていくために必要なこととして、「地域における福祉活動の意義と重要性のPR」を約3割の方が、また「リーダーの育成」、「福祉教育の充実」を2割以上の方が指摘し、上位の回答となっています。
- 高齢者の人口は年々増加していますが、平成24年以降、老人クラブ数及び老人クラブ会員数は減少傾向にあり、ボランティア登録者数も減少傾向が続いています。しかし、アンケート調査では「機会があればボランティア活動に取り組んでもよい」と考えている方は44%います。

【現状から見える課題】

福祉への関心は高いものの、地域福祉についての具体的な内容を把握している人は、極めて少ないため、まず「地域福祉」についての広報や福祉教育を通じ、周知・啓発を図ることが重要です。

地域の助け合いや支え合いをリードする人材の育成が待たれています。第二次計画の施策「地域福祉を担うリーダーの養成」について、推進上の課題を整理し、第三次計画に向け、内容の見直しを図ることが必要となります。

老人クラブやボランティアは、地域福祉の推進にとって、重要な社会資源と捉えることができます。その会員数や登録者数が減少傾向となっている理由を把握し、可能な対応を検討するとともに、老人クラブやボランティアに関する周知活動を行い、対象者のすそ野を広げることが課題となります。

また、高齢者は、介護予防などの場面において、単に支えられる側の存在だけでなく、時に他の高齢者を支えることも期待されています。従って、そうした高齢者同士の支え合いの重要性について周知し、理解と確認をしていただくことも必要となっています。

(2) ふれあい、支え合いの地域づくり

【現状】

○第二次計画の推進状況では、「十分にできている」「ややできている」との評価が9割以上を占めたカテゴリーです。

○市内には、市民に身近な地縁のまとまりとして、行政区運営規則に基づき行政区が設けられています。また、任意の町内会的な地縁のまとまりもあります。アンケート調査では、「地域」を「行政区・町内会」と考える方が4割強で最も多く、地域に愛着がある方は6割を超えています。また、同調査では、7割に近くの方は、行政区・町内会に加入しています。

○アンケート調査では、ふだんの近所付き合いの程度について、「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」との回答が44.4%で最も多く、5年前の調査での39.7%よりも増加しています。一方、近所付き合いについての考えでは、「親しく相談したり、助け合ったりすることは当然だと思う」と「日常生活に不便なことが多いので、必要だと思う」が合わせて6割を超えています。

○アンケート調査では、地域住民が取り組むべき地域の課題や問題としては、ほぼ4割の方が「防犯や防災など地域の安全を守ること」と回答していますが、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」や「高齢者世帯の生活支援」など、高齢者に関する課題も多く指摘されています。

また、日常生活の中で起こる問題の解決については、「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決」するのが良いと思う方が5割弱で最も多くなっていますが、ほぼ3割の方は行政に解決を求めていると考えています。

【現状から見える課題】

近所付き合いについて、助け合える関係を当然・必要と考える一方で、現実には、あいさつ程度といった浅い付き合いとなっており、しかもその浅い付き合いが、5年前よりも広がってきている様子がうかがえます。地域福祉の土台となる、地域での人と人の交流を促すための取組を充実させることが必要です。

「防犯や防災」や「高齢者の社会参加や生活支援」が、市民が取り組むべき地域の課題として多く認識されています。こうした市民意識を、市民の協働により行われる継続的な活動として具体的に定着させるための支援が求められます。

(3) 地域福祉の輪を広げるネットワークづくり

【現状】

- アンケート調査では、地域での助け合いや支え合いを活発にしていくために必要なこととして、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」や「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」などを 2 割から 3 割の方が指摘しており、情報の共有が十分でなく、また情報に基づいて具体的に動く人材も不足している現状がうかがえます。
- アンケート調査では、福祉のネットワークの一翼となっている民生委員・児童委員、館林市社会福祉協議会を知っている人が、それぞれ 54.5%と 40.0%となっています。また、地域包括ケアシステム*を知っている人は 1 割強に留まっています。
- 第二次計画の推進状況で、このカテゴリーは「十分できている」「ややできている」が 9 割以上を占めていますが、「地域福祉コーディネーターの配置」については、全くできていないとの評価です。
- 福祉サービス情報がほとんど入手できていない方が 4 割強で、5 年前よりも多くなっています。情報提供に関して、約 6 割の方は市役所の窓口や広報紙の充実に期待を寄せています。

【現状から見える課題】

さまざまな団体をネットワークでつなぐ上で欠かすことのできない、情報共有のしくみの充実が求められています。また、組織や団体間で活動の調整を行うコーディネーターの育成や強化が必要です。

高齢者人口が 2 万人を超え、高齢化率が 3 割に近づきつつある現在、構築中の「地域包括ケアシステム」について、適切な時期を捉え、市民にその内容を広く周知する必要があります。

市民が、必要とする福祉サービスを必要な時に受けられるように、サービスについての情報提供のしくみについて、市民の目線に立った改善が求められています。

※ 地域包括ケアシステム：医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制

(4) 安全・安心して生活できる環境づくり

【現状】

- 要介護認定者の総数は年々増加しています。
- 障害者手帳交付者数はゆるやかに増加しています。アンケート調査では、障がいのある方への施策として重点的に取り組む必要があることとして、「労働・雇用の支援」「教育・学習の支援」「道路や建物等のバリアフリー化」が多く回答されています。
- 生活困窮者については、平成 24 年から平成 27 年まで被保護人員、被保護世帯数とも上昇していましたが、景気回復の影響で横ばい傾向となっています。地域懇談会においても、地域の生活困窮者の存在を指摘する意見が出されています。
- アンケート調査では、毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安として、「自分や家族の健康に関すること」が 57.6%で最も多くなっていますが、「介護に関すること」が 5 年前の調査の 29.5%から今回 35.8%に上昇し、第 2 位となりました。また、相談や助けが必要な時に頼みたい先として、「家族・親戚」「知人・友人」「医療機関の医師」に次いで、「市役所の窓口や職員」が挙げられています。
- アンケート調査では、市の福祉サービスについては、ほぼ 5 割の方が「まあまあ充実している」と回答していますが、成年後見制度や避難行動要支援者登録制度、生活困窮者自立支援制度などの福祉施策についての認知度は必ずしも高くありません。
今後、市の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取組としては、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が多く回答されています。
- 第二次計画の推進状況では、「防犯・防災等の安全なまちづくり」に関する施策に、「あまりできていない」「全くできていない」との評価が多くなっています。

【現状から見える課題】

要介護者が増加しており、今後更に増加することが見込まれています。暮らしの中での市民の悩みとして「介護に関すること」の割合も高まっていることから、身近な相談窓口としての高齢者あんしん相談センターのさらなる周知を図る必要があります。

障がいのある方への福祉サービスについて、市の「障がい者計画」に盛り込まれた施策の着実な推進を図る必要があります。

半数の市民が、市の福祉サービスの充実を評価する一方で、認知が十分でない福祉施策があることから、サービスに関する情報提供方法の改善とともに、気軽に相談できる場の充実が重要です。

第二次計画の施策で評価の低かった防犯・防災に関する施策について、必要な見直しを図ることが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

第三次館林市地域福祉計画の上位計画となる「たてばやし市民計画 2020／館林市第五次総合計画後期基本計画」において「思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち」が福祉のまちづくりの基本目的として引き継がれました。

本計画においても第二次計画の基本理念を引き継ぎ、総合計画が掲げるこの「まち」の実現を、福祉の個別計画として支え、推進していきます。

一人ひとりのふれあいと助けあいで

誰もが“福”を分けあう思いやりのあるまち 館林

2 計画の基本目標

市の姿を表す統計情報や市民アンケート、地域懇談会、更に第二次計画の推進状況を踏まえ、基本理念が示す市の実現に向けて以下の基本目標を設定します。

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

地域福祉は、地域に住む人すべてが当事者となり、地域の生活課題の解決のために力を合わせて取り組むものですが、福祉計画や福祉施策の認知度は高いとは言えない状況にあります。従って、地域における福祉意識の醸成のため、地域福祉に関する教育と啓発が大切になります。また、地域福祉活動を展開する際に中心的な役割を担うリーダーの発掘と育成も欠かすことができません。

現在、地域で活動するボランティア団体・NPO への支援を通じて、地域での福祉活動の土台を確かなものとし、更に福祉意識の高い地域の人づくり、リーダーづくりを進めます。

取組の方向性

- (1) 福祉教育と啓発活動の推進
- (2) 地域福祉をリードする人材の発掘と育成
- (3) ボランティア団体・NPO への支援

基本目標2 ふれあい、支え合いの地域づくり

多くの方が地域に愛着をお持ちで、親しく相談したり助け合ったりする近所付き合いを当然と考えている一方で、実際の付き合いはあいさつ程度、という実態が浮かんでいます。

地域における福祉活動が活発に展開されるためには、世代を越えた市民同士のふれあいや交流の基礎の上で、支え合いが自然と行われる地域であることが必要です。そうした交流が生まれるきっかけとなるよう、地域におけるふれあい活動を支援し、支え合いが高齢者や障がいのある方をはじめとする地域住民の生きがいにつながる地域づくりを推進します。

取組の方向性

- (1) 地域活動への支援
- (2) 生きがいづくりと交流の促進

基本目標3 地域福祉を推進するしくみづくり

地域では、さまざまな団体や個人、事業者によって地域福祉の活動が行われていますが、そうした個々の活動が連携できるしくみを整備し、情報の共有や取組の補完が行いやすくなることにより、地域福祉の活動は更に効果が高まることが期待されます。

また、必要な福祉情報をほとんど入手できていない市民がたいへん多く、相談窓口や広報紙の充実が求められています。

地域福祉を更に充実したものとするために、行政区、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO、社会福祉協議会等の地域福祉活動を担う関係者が、協働・連携できるしくみづくりを進めます。また、市民の目線に立って情報提供や相談窓口のあり方を見直し、権利が守られる安心感のもとで充実した福祉サービス受けられるように努めます。

取組の方向性

- (1) 多様な主体との連携・協働
- (2) 相談・情報提供体制の充実
- (3) 権利擁護の推進

基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり

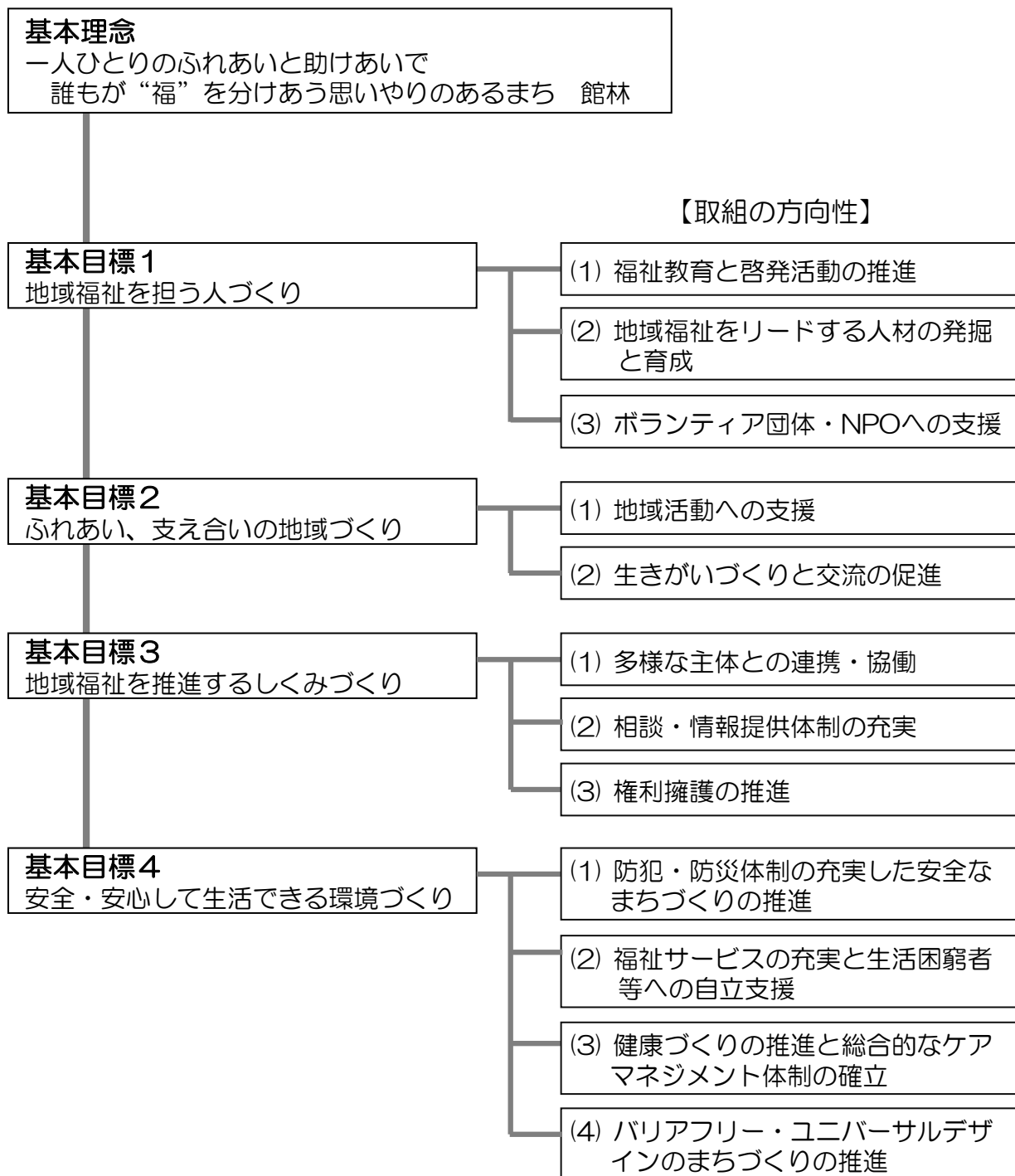
市民アンケートにおける、地域で住民が取り組むべき課題や問題として最も多い回答は、「防犯や防災など地域の安全を守ること」でした。こうした意識を持つ市民と、行政をはじめとする関係機関の連携により、地域全体で住民の生活を犯罪や災害から守る取組を進めます。

また、保健・医療・福祉や地域のさまざまな資源を統合した地域包括ケアシステムの構築、建物などの構造物のバリアフリーやユニバーサルデザイン化、生活困窮者の自立を支援する取組を含む福祉サービスの充実を進め、安心して生活できるまちづくりを推進します。

取組の方向性

- (1) 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進
- (2) 福祉サービスの充実と生活困窮者等への自立支援
- (3) 健康づくりの推進と総合的なケアマネジメント体制の確立
- (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

3 計画の体系



第4章 施策の展開

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

(1) 福祉教育と啓発活動の推進

■現状と分析

- 地域福祉を推進するためには、性別や年齢、障がいの有無などに関係なくお互いを尊重し、思いあえる人と人の関係が地域に醸成されていることが基本となりますが、近所付き合いは、あいさつを交わす程度の浅い関係が多く、親しく話をしたり互いの家を行き来したりする関係は、年々少なくなっています。
- 「福祉」への関心は高いものの、「地域福祉計画」はほとんど知られておらず、多くの市民は、地域での助け合いや支え合いを活発にしていくために、福祉教育を充実させることが必要であると考えています。
- 子どもの頃から互いに思い合える心を育むため、学校での福祉教育を推進するとともに、市民を対象に、福祉や障がい・障がい者、人権などについて、改めて考え、理解する機会を提供することが大切となっています。

■市民や地域ができること

- 「地域福祉」の意味を理解します。
- 地域福祉について、家庭や地域で話をします。
- 地域福祉に関する講演会や勉強会に参加します。

■市の取組

施策名	施策内容
学校における福祉教育の推進	○小・中学校の総合的な学習の時間などに、地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた創意工夫をこらした福祉教育を推進します。
思いやりの心を育む取組の充実	○市民が地域に住む高齢者や障がい者、子育て家庭などに対する理解を深められるよう、各種の生涯学習講座などを通じ、地域福祉に対する意識の向上を図ります。 ○市民の障がいや障がい者に対する理解を深めるため、福祉月間などを中心に、講演会などを開催するとともに、障がいのある方と地域の人々が交流できる機会の充実に努めます。 ○市民が思いやりの心を持ち、人を尊重する意識や社会に貢献する意識を培うための取組を充実します。

(2) 地域福祉をリードする人材の発掘と育成

■現状と分析

- 地域において福祉活動を展開するためには、活動をリードする人材を欠かすことができません。アンケート調査でも、地域での助け合いや支え合いを活発にしていくために、リーダーの育成が重要であると、多くの市民が考えていることが示されています。
- 老人クラブやボランティア団体は、地域福祉の推進にあたり重要な担い手として期待されますが、老人クラブの会員数やボランティア登録者数はここ数年、減少が続いています。その一方、機会があればボランティア活動に取り組んでもよいと考えている市民は4割以上おり、この方たちに具体的なボランティア活動に参加していただくための働きかけが、地域福祉の担い手の発掘と育成にとって重要です。
- 高齢者の持つ豊かな経験や知識は、地域の大切な資源と考えることができ、その資源が地域福祉に活かされることは、高齢者の方にとっての生きがいになりうるとも考えられます。そうした知識や経験を生かすしくみの構築は、新たな地域福祉の担い手づくりにつながる重要な取り組みになります。

■市民や地域ができること

- ボランティア活動についての情報に注意を払います。
- ボランティア活動に参加するよう心がけます。
- ボランティアに参加する時には、他の人にも声をかけます。

■市の取組

施策名	施策内容
ボランティア活動の普及や参加のきっかけづくり	○市民に対するボランティア活動の普及の充実、ボランティア活動参加のきっかけづくりとなる体験事業をより一層推進し、幅広い市民が自分に合った活動を選択して参加できる機会を充実します。
地域活動を担うリーダーの育成	○地域住民や地域活動団体などに対して、地域活動を担うリーダーなどの人材育成に向けて、活動にあたって必要となる技能を習得し向上できるよう、さまざまな分野の学習や講座の実施を支援します。
ボランティアの資質向上	○ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質の向上に努めます。 ○専門的な技能が必要な手話・ガイドヘルパー・要約筆記などのボランティアの育成に努めます。
人材バンクの充実	○資格や経験、趣味など、地域に蓄積されている人々の知恵や経験を生かすことのできる人材バンクの充実を図ります。

(3) ボランティア団体・NPO への支援

■現状と分析

○本市には 8 つのボランティア登録団体があり、200 人を超える方がボランティア登録者として活動しています。

○アンケート調査では、地域での助け合いや支え合いを活発にしていくために重要と思うこととして、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」との回答が 26%で第 3 位、また「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」や「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」の回答も 2 割を超えているほか、「介護やボランティア活動の方法などに関する研修を行う」も 1 割以上います。ボランティア活動を進めるための拠点に加え、活動のための情報提供が重視されていることの表れと考えられます。

○ボランティア活動を行っている人や団体に、支援のニーズを的確に伝えるしくみが必要とされています。また、ボランティア活動のための拠点整備に加え、活動のための研修の実施が求められます。

■市民や地域ができること

○地域の中で活動するボランティア団体・NPO に参加し、積極的に交流を図ります。
○ボランティア活動の拠点としていつでも活用できるよう、地域の公民館や集会所などを広く開放します。

■市の取組

施策名	施策内容
ボランティア団体・NPO への支援	○ボランティアニーズの発掘やコーディネート機能の強化、関係機関との協働・連携強化、ボランティア情報の充実を図るなど、ボランティアセンターの機能強化に取り組みます。 ○ボランティア団体・NPO が活動に必要な知識や技術を身につけるための研修や講座の開催を支援します。 ○地域福祉活動団体が活発で安定した活動を行うため、国や県、市などの補助金制度について情報提供を行います。 ○地域福祉活動団体が製作した手作り品などの販売ができる場を提供します。

施策名	施策内容
事業所及び学校 ボランティア活 動の促進	○市内の事業所などが社会貢献への理解を深めるよう働きかけを行います。 ○社会福祉施設などにおいて学生のボランティア活動を受け入れ、地域の福祉活動に積極的に参加できる機会づくりに取り組みます。
活動の表彰制度 の設置	○市の社会福祉の増進に寄与した人を、福祉大会において表彰します。 ○地域福祉活動などを積極的に行い、地域に貢献した団体や個人を、福祉まつりにて表彰します。 ○表彰により地域福祉活動を市民に広く周知することで、市民の機運を高め、地域特性に応じた活動を促進します。
ボランティアコ ーディネーター の配置	○ボランティア活動をしたい人と受けたい人をつなぎ、ちょっとした手助けを必要とする人を地域で支えるための調整役として、「ボランティアコーディネーター」の推進を図ります。

基本目標2 ふれあい、支え合いの地域づくり

(1) 地域活動への支援

■現状と分析

○アンケート調査では、多くの市民が「地域」と考える行政区・町内会に加入していると答えた人は67%ですが、以前は加入していたが現在は加入していない人が10%います。統計資料では、人口が減少しているのに世帯数が増えており、核家族化（世帯分離等）の進展が影響していることが考えられます。また、人づきあいや地域活動の意識・志向の変化があると考えられます。

○地域住民が取り組むべき地域の課題としては、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」と「高齢者世帯の生活支援」が、4割近い回答となっています。また、日常生活の中で起こる問題は、できるだけ市民同士で協力して解決することがよいと考える方は5割弱です。

○行政区・町内会は地域活動の重要な担い手であり、加入者・加入率を上げるために、加入することのメリットとともに、行政区の活動について正しい情報を周知することが大切です。

■市民や地域ができること

- 行政区に積極的に加入し、活動に参加します。
- 行政区は、加入促進に向けて、活動内容などの情報発信に努めます。
- 子ども、高齢者、障がいのある方への見守り活動を組織的に展開します。

■市の取組

施策名	施策の内容
地域活動への参加のきっかけづくりの充実	○地域活動を通じて、個人の生きがいや達成感を見出すことができることを周知し、市民の地域活動への関心を高めます。 ○地域活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業などを、より一層充実します。
行政区活動の活性化に向けた支援	○行政区運営に必要な日常生活及び緊急時の情報提供を充実し、活動が円滑に運営できるよう支援します。 ○行政区の未加入者に対する加入のメリットの周知・啓発を支援します。 ○行政区が活動をPRするため、地域情報誌の発行や地域版ホームページの作成に対して、支援を図ります。

施策名	施策の内容
日常的な見守り体制の充実	○行政区をはじめとして、民生委員・児童委員や老人クラブなどの見守り活動の充実を図ります。 ○高齢者などへの見守り体制を強化するため、社会福祉協議会が実施する「小地域福祉ネットワーク活動」の充実を支援します。 ○地域における認知症高齢者の徘徊や虐待などの早期発見、関係機関への通知を円滑に行うため、関係機関の連携を強化します。 ○認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症サポーターの養成を図ります。
地域間交流への支援	○地域活動を活性化するため、地域間での情報共有や地域で活動する団体間の連携への支援に努めます。

(2) 生きがいつくりと交流の促進

■現状と分析

- アンケート調査で、近所付き合いが浅いものに移りつつあることが示されており、現在地域で行われている活動の継続への支援や、新たな交流のきっかけとなるイベントづくりなどを行政が主導することの重要性が増しています。
- 「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」ことを、地域における助け合い、支え合い活動を活性化させるために重要と考える人が3割おり、地域交流促進のためには、地域活動の支援に加え、地域活動についての広報や啓発活動も求められます。

■市民や地域ができること

- 「おはよう」「お帰り」など、あいさつ運動を積極的に実践します。
- 地域の交流の場に積極的に参加します。
- 地域の行事は、日程や時間帯、内容など、多くの人が参加しやすい開催方法を検討します。

■市の取組

施策名	施策の内容
隣近所の交流への支援	○隣り近所であいさつができる関係づくりをめざすため、地域住民同士の声かけやあいさつ運動を支援します。 ○地域において運動会や祭り、ラジオ体操など、地域で昔からある行事・活動への参加を促進するため、地域活動に取り組む各種団体に対して支援を充実します。 ○さまざまな人が参加しやすい新たなイベントや行事の検討を、地域活動に取り組む各種団体に呼びかけ、実施に向けて支援します。
多様な地域交流への支援	○高齢者の知恵や技能を生かした交流や、地域の伝統文化・歴史にふれる活動、親子のふれあい活動など、地域特性に応じた幅広い年齢層による世代間交流を促進します。 ○老人クラブ活動は、生きがいつくりと健康づくりにおいてその役割はますます大きくなるため、魅力ある自主活動を支援します。 ○地域住民の参加による「ふれあい・いきいきサロン」活動を、社会福祉協議会を通じて支援します。 ○地域における自主的な通いの場を通じて、地域交流の促進や健康づくりを推進します。
地域交流の場の充実	○地域交流の活性化に向け、社会福祉施設などの既存施設をはじめ、地域のさまざまな資源を活用し、身近に集まることができる地域の交流拠点づくりを推進します。 ○地域にあるさまざまな空きスペースの有効活用方法や柔軟な利用体制づくりについて検討します。

基本目標3 地域福祉を推進するしくみづくり

(1) 多様な主体との連携・協働

■現状と分析

- 社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための中核的な団体として、社会福祉法に位置付けられており、地域福祉活動計画を通じて、市民の互助活動を支援する重要な役割を果たしています。
- アンケート調査では、社会福祉協議会を知っている方は、「ある程度知っている」を合わせても4割、また、地域住民と行政をつなぐ重要な役割を果たしている民生委員・児童委員についても認知度は5割強に留まっています。
- 地域福祉の担い手の連携・協働を促進するために、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、市民の認知度を更に高めるための周知活動が必要とされます。また、地域と行政や専門機関との間で調整を図る「地域福祉コーディネーター」の設置を本格的に推進する必要があります。

■市民や地域ができること

- 社会福祉協議会の広報紙「社協だより」や「ボランティアセンターだより」、ホームページなどを読み、活動内容の把握と理解に努めます。
- 市の計画づくりや事業に積極的に参加・参画します。

■市の取組

施策名	施策の内容
社会福祉協議会の活動への支援	○社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動展開を期待し、支援を行います。 ○社会福祉協議会と連携して、社会福祉協議会の活動内容を周知します。
地域活動団体や福祉サービス事業所等の協働に向けた支援	○民生委員・児童委員やボランティア団体など、地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、交流機会の提供や情報共有などを支援します。 ○幅広い分野との連携を図るため、地域活動団体と福祉サービス事業所などが相互に連携協力できる場を設けるなど、体制づくりを支援します。 ○関係団体などとの連携により、地域で活動する福祉団体相互の理解促進を図ります。
市民主体のまちづくりに向けた市民参画の促進	○官民協働による魅力あるまちづくりを推進していくため、市民に対し、市の計画づくりや事業への参加・参画について普及啓発を行います。 ○市民に対して懇談会など話し合いの機会を定期的に設け、まちづくりへの関心を高めます。
地域福祉コーディネーターの配置	○地域の課題を解決する相談支援窓口とともに、行政や専門機関などとの橋渡し役としての機能強化を図るため、各地域に「地域福祉コーディネーター」の設置を推進します。

(2) 相談・情報提供体制の充実

■現状と分析

- 市民が福祉サービスを適切に受けるためには、福祉サービスに関する情報を、必要とする時に入手できることが必要ですが、アンケート調査では、情報を入手できている方は、「十分ではないが入手できている」を含めても3割強にすぎず、5年前よりも入手できていない人が増えています。
- 情報が入手できない理由では、「どこに行けば入手できるかわからない」が5割を超えて最も多い回答ですが、他にも「広報紙を見る機会が少ない」や「情報量が少なすぎる」「情報が難しすぎる」など、さまざまな理由が上がっており、情報を市民にしっかりと届けるためには、市民の目線に沿った改善が必要とされます。
- 市民が福祉サービスに関する情報提供で充実すべきと考えているのは、「市役所の窓口や広報紙」が圧倒的に多く、期待の大きさが現れています。

■市民や地域ができること

- 「広報館林」や市ホームページなどを読み、市をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通します。
- 隣近所の人や、民生委員・児童委員などに関わりを持ち、地域の中で気軽に相談できる人をつくるよう心がけます。

■市の取組

施策名	施策の内容
わかりやすい情報提供体制の充実	○「広報館林」や市ホームページ、各種ガイドブックなどを活用し、保健・医療・福祉サービスに関する情報提供を推進します。各種ガイドブックなどは市民の身近なところに設置し、わかりやすい紙面づくりを心がけるなど、市民が情報を入手しやすいように配慮します。 ○「広報館林」や市ホームページなどで情報を提供する際には、点字・音声による情報提供や、文字の大きさに配慮するなど、誰もが適切に情報を得られるように、情報提供の充実に努めます。 ○地域課題に対して協働して取り組んでいくため、関係機関・団体間で情報の共有を図ります。また、プライバシーの保護や個人情報保護法への配慮から、適切な情報の運用に努めます。



施策名	施策の内容
総合的な相談支援体制の充実	○地域における身近な相談窓口として、民生委員・児童委員をはじめとする各種相談員の活動を支援します。 ○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）や地域子育て支援センターなど、総合的な相談窓口の充実と市民への周知を図り、必要に応じてより専門的な機関への結びつけを行います。 ○各種相談機関などが連携し、総合的に支援する体制づくりを推進します。 ○当事者同士が集まり、気軽に相談しあえるピアカウンセリングの充実を図ります。



(3) 権利擁護の推進

■現状と分析

○市では、判断能力が十分でない方の財産管理などについて「成年後見制度」を、また地域における自立した生活が行えるようにするための福祉サービスの利用援助や金銭管理などについて「日常生活自立支援事業」を行っていますが、アンケート調査で示された「成年後見制度」の認知度は約3割に留まっています。

○権利擁護に関する事業についての周知について、福祉サービスの情報提供の一環として改善を図る必要があります。

○近年、高齢者や子ども、障がいのある方への虐待や、DV、ストーカーといった問題が大きな社会問題として認識されています。そうした問題を早期に発見し対応できるよう、関係機関の連携体制の強化に努めるとともに、市民にこうした問題についての理解を促す啓発活動が求められています。

■市民や地域ができること

- | |
|-----------------------------------|
| ○成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身につけます。 |
| ○必要な場合には、成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用します。 |
| ○隣近所で異変を発見した時には、関係機関へ連絡・通報、相談します。 |

■市の取組

施策名	施策の内容
成年後見制度の周知と利用者への支援	○代理権などの権限を与えられた成年後見人が財産管理や身上監護などを行う成年後見制度の普及に努めます。 ○成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、市長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。
日常生活自立支援事業の周知・充実	○判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理など、利用者の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施する日常生活事室支援事業について、普及・啓発を図ります。

施策名	施策の内容
虐待等の防止システムの充実	○女性や子どもの虐待につながるDV防止のための情報提供に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会を通して関係機関が相互に連携を図り、児童虐待の防止と早期発見・早期対応に努めます。 ○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）などが中心となり、関係機関と連携を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めます。 ○自立支援協議会と連携し、障がい者などに対する虐待の未然防止はもとより、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や、再発防止などに取り組みます。



基本目標４ 安全・安心して生活できる環境づくり

（１）防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進

■現状と分析

- 要介護認定者数、障害者手帳交付者数は増加傾向にあり、災害発生時や犯罪に対して、特にケアが必要な人は増加していると考えられます。
- アンケート調査で地域住民が取り組むべき地域の課題として、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が最も多くの回答を集めた一方で、「地域の防災訓練」や「自主防災組織」の認知度は４割に達せず、「避難行動要支援者登録制度」を知っている人は１割もいません。
- 市民が、地域住民が取り組むべき地域の課題として最も強く意識している防犯・防災に関する活動を、具体的な活動として定着させるための支援が必要です。
- 地域における防災力を高めるために、防災意識や防災訓練などの認知を高めるための周知・広報活動が重要です。
- 振り込め詐欺をはじめとする、特に高齢者を狙う犯罪の未然防止のために、啓発活動や情報提供が必要です。
- 子どもを誘拐などの犯罪から守るために、地域住民との協働による防犯活動を推進する必要があります。
- 交通事故撲滅のため、交通安全意識高揚につながる、交通安全対策が求められます。

■市民や地域ができること

- 自主防災組織のない地域では、組織を立ち上げます。
- 地域の防災訓練に参加します。
- 地域の防犯活動や交通安全運動に参加します。

■市の取組

施策名	施策の内容
地域防災力の向上	○市民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、行政区などを単位とした自主防災組織の育成と運営支援を図ります。 ○市民に広く防災知識を普及・啓発するとともに、各地域で実施している防災訓練への支援を図ります。 ○防災マップの作成など、地域の行政区などを中心に実施する防災活動に対し、支援を図ります。 ○市内事業所が地域防災活動へ積極的に参加するよう、啓発に努めます。

施策名	施策の内容
防災環境の充実と災害時体制の強化	○「館林市地域防災計画」に基づき、行政、関係機関、市民などによる協力連携体制の構築を図ります。 ○避難所等の整備や防災資機材の充実など、防災環境の充実に努めます。 ○高齢者や障がい者などが避難所での良好な生活環境を確保できるよう、福祉避難所の指定を推進するとともに、その周知に努めます。 ○大規模災害の際にスムーズなボランティアの受け入れが行える体制づくりを、社会福祉協議会などと連携して進めます。
避難行動要支援者への支援体制の整備	○災害時において援護が必要となる対象者を明確にするとともに、民生委員・児童委員や地域の活動団体などと連携しながら、避難行動要支援者の情報収集及び関係者間での情報共有体制を整備します。 ○避難行動要支援者が、災害時に適切に避難できるように、「避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく支援の拡充に取り組みます。
防犯対策の強化	○振り込め詐欺をはじめとする、特に高齢者を狙う犯罪や子どもを巻き込む事件などを防ぐため、市民に対する啓発や相談活動の充実に努めます。 ○防犯パトロールに取り組む関係団体や関係機関との連携強化に努めます。 ○地域の協力により通学路を中心に「子ども安全協力の家」を設置し、地域住民の防犯意識を高めます。
交通安全対策の強化	○交通事故の防止を図るため、地域や学校において交通安全教室の開催を促進するとともに、事業所や関係機関と連携してドライバーの交通マナーの徹底を図ります。 ○自転車の安全な利用や運転マナーの向上を図ります。



(2) 福祉サービスの充実と生活困窮者等への自立支援

■現状と分析

- 市では、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援について、それぞれ個別の計画において具体的な福祉施策を策定し、推進しています。また、生活補助を受ける手前で生活にお困りの方に対しては「生活困窮者自立支援事業」実施し、その自立に向けた相談や各種の支援を行っています。
- アンケート調査では、市の福祉サービスについて、ほぼ５割の方は「まあまあ充実している」と評価していますが、福祉サービスの情報を十分に入手した上での回答ではないことは明らかです。
- 福祉サービスを充実させると同時に、充実したサービスに関する情報を市民が十分に入手できるよう、その提供のしくみを改善することが必要です。
- 福祉サービスの適切な利用の推進を図るため、福祉サービスについての第三者評価とその公表が求められます。

■市民や地域ができること

- 福祉サービス情報の収集に努めます。
- 福祉サービスについての正しい認識を深めます。
- 福祉サービスを利用する際は、自分の意向をしっかり伝えます。
- 地域が主体となってコミュニティ・ビジネスを立ち上げます。

■市の取組

施策名	施策の内容
各種福祉サービスの充実	○地域住民が在宅で安心して生活できるよう、高齢者福祉・障がい者福祉、子育て支援の各施策により、在宅福祉サービスの推進を図ります。 ○身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、地域に密着したサービスの充実を図ります。 ○多様な保健・福祉活動の支援拠点として、総合福祉センターなどの施設福祉サービスの充実を図ります。 ○保護者や介護者の介護負担を軽減する取組を進めます。

施策名	施策の内容
福祉サービスの質的向上	○利用者のニーズに沿った福祉サービスが提供されるよう、専門職の育成を支援します。 ○サービス提供事業者が、サービスの質を高め、市民に良質かつ適正なサービスを提供する一方で、利用者が適切にサービスを選択できるよう、自己評価と第三者評価の実施を働きかけます。
新たな福祉課題に対応した福祉サービスへの支援	○市民相互の助けあいの精神で、在宅における家事援助や子育て支援などのサービスを提供する「ふれあいサービス」の充実を支援します。 ○地域住民の視点から地域の生活課題をとらえた、福祉サービス提供の事業化（コミュニティ・ビジネス）について支援します。
福祉サービスの情報提供の充実	○市や福祉サービス事業所が提供する福祉サービスなどの情報や、制度化されたもの以外のサービスなどについて情報収集し、市民が情報共有できるしくみづくりを推進します。 ○福祉サービスの情報を必要としている人が、情報を得ることができるように、「広報館林」や市ホームページ、パンフレットなどさまざまな媒体や総合的な相談窓口を活用して、わかりやすく情報提供します。
生活困窮者等への自立支援の充実	○関係機関と連携し、生活困窮者一人ひとりの実情を踏まえた助言・指導を行うことにより、早期の自立を進めます。 ○生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図ります。 ○各種支援制度の案内を定期的に「広報館林」などに掲載し、制度の周知を図ります。

(3) 健康づくりの推進と総合的なケアマネジメント体制の確立

■現状と分析

- 高齢者人口が年々増加しているため、要支援・要介護認定者数が増加し、平成24年の3,027人から平成28年には3,421人となっています。
- アンケート調査では、毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安として、「自分や家族の健康に関すること」が最も多く、およそ6割の回答率となっています。また、「介護に関すること」も35.8%と、5年前から5ポイント以上増加し第2位の回答となりました。
- 要介護状態に至る人を減らすための健康づくりが大切です。「館林市健康づくり計画・健康たてばやし21(Ⅲ)」が示す、生活習慣病予防をはじめとする健康づくり活動を支援することが必要です。
- 自身の健康管理のため、市民が健康診査や各種がん検診等を定期的に受診するように、周知と啓発を進めることが大切です。
- 団塊の世代の高齢化の進展に合わせ、保健・医療・福祉が連携して高齢者を総合的にケアする、「地域包括ケアシステム」の構築を進める必要があります。

■市民や地域ができること

- 定期的に健(検)診を受診し、自分の健康状態の把握と、健康の保持に努めます。
- 地域行事やイベントなどで、健康づくりに関する講座に参加します。

■市の取組

施策名	施策の内容
自主的な健康づくり活動への支援	○市民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活するよう、さまざまな機会や場を通じて啓発します。 ○「歩け歩け大会」をはじめとした健康づくりイベントの開催を支援します。 ○健康づくりに関する情報提供や活動場所の提供などにより、市民による健康づくり活動に対する支援を展開します。



施策名	施策の内容
健康診査や健康教室等の充実	○健康に関心をもち、個々の健康管理に役立てるため、特定健康診査や各種がん検診などの充実を図るとともに、周知徹底や受診率の向上に努めます。 ○生活習慣病を予防し、それぞれの年齢に応じた健康を保持・増進していくため、スポーツ・レクリエーション活動や体力づくり、健康教室・健康相談などの充実に努めます。
ケアマネジメント体制の充実	○支援を必要とする市民一人ひとりが地域での生活を維持できるよう、個々の状態に最も適した保健・医療・福祉のサービスの組み合わせやサービス量などを総合的に調整するとともに、必要に応じてボランティア活動や支え合い活動などを組み込む、ケアマネジメント体制の充実を図ります。 ○高齢者の心身の状況や必要な支援などを把握し、相談に対応するとともに、地域における適切な保健・医療・福祉のサービス利用につなげるため、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の充実を図ります。
保健・医療・福祉の連携	○保健・医療・福祉などが連携した地域包括ケアシステムの構築を進めます。 ○行政や福祉サービス事業所、医療機関の連携を進め、介護と医療に関する情報が相互に得られるしくみづくりに努めます。



(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

■現状と分析

- 高齢者も障がいのある方も自由に外出し、それぞれの能力を活かしながら、就労したり、趣味や地域活動、ボランティア、スポーツ・レクリエーションなど、さまざまな活動に参加したりすることのできる社会環境が求められています。
- アンケート調査では、障がいのある方にとって館林市が住みよいまちになるため、重点的に取り組む必要があることとして、「労働・雇用の支援」「教育・学習の支援」に続いたのが、ほぼ3割の方が回答した「道路や建物のバリアフリー化」です。
- 高齢者や障がいのある方の日常生活やイベントへの参加などにおいては、日常生活圏域や徒歩圏域での医療・福祉・商業機能や移動手段の計画的な確保が一般の方よりも重要な意味を有しており、きめ細かな対応が求められます。

■市民や地域ができること

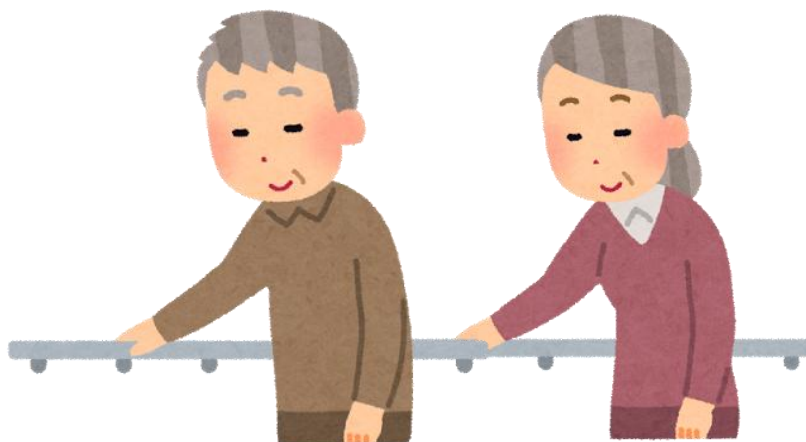
- 公共施設や公共交通機関に関し、日常的な利用の中で感じる不便なところなどを市に伝えます。
- まちなかで困っている人を見かけたら、声かけや手助けをします。

■市の取組

施策名	施策の内容
都市構造のコンパクト化とユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	○すべての市民が安全・安心・快適に暮らせるよう、鉄道や路線バスなどの公共交通をはじめ、道路、公園、公共施設、商業施設などの整備・充実にあたっては、公共・民間を問わず一体的に取り組む都市構造のコンパクト化と、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。
道路や公共施設のバリアフリー化の推進	○関係機関などに対し、エスカレーターやエレベーター、スロープ、多目的トイレの設置など、当事者の意見を聴きながらバリアフリー化を働きかけます。 ○老朽化している公共施設の改修などの際は、バリアフリー化を進めます。 ○不法駐車・不法駐輪の解消など、バリアフリーのまちづくりを意識して取り組むことができるよう、広く市民に向け広報・啓発活動を行います。



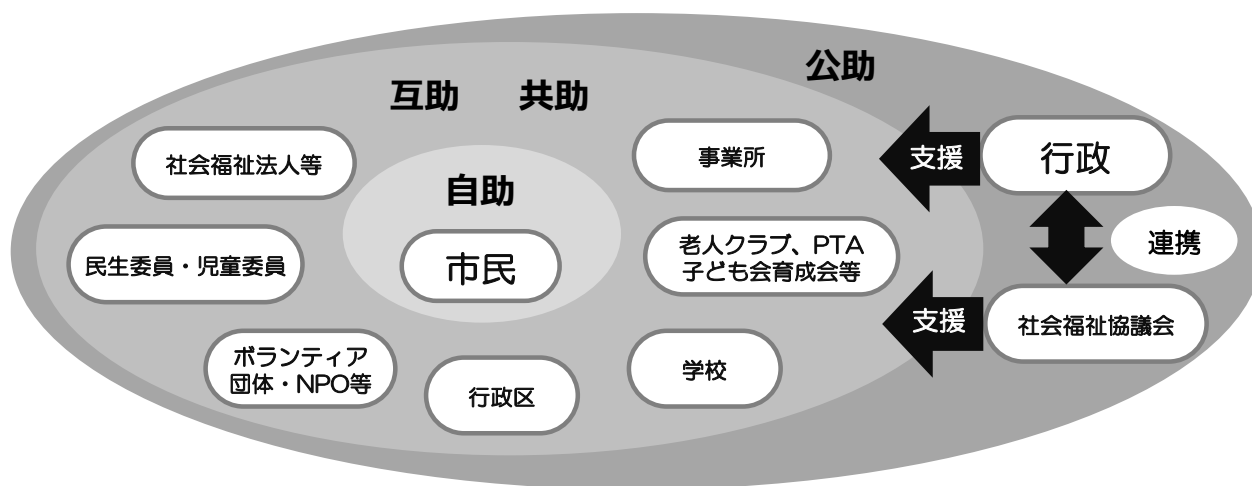
施策名	施策の内容
移動手段の確保・充実	○利便性が高い交通環境を整備するため、バス事業者にノンステップバスの導入を働きかけます。 ○高齢者や障がい者などが気楽に社会参加でき、さまざまな交流を深めることができるよう、福祉有償運送などによる地域の交通手段の充実を図ります。
安心できる住まいの確保	○高齢者や障がい者などが日常生活を安心して過ごすことができるように、住宅のバリアフリー化について、改修方法や建築事業者などの情報提供を行います。 ○各種住宅改修費助成制度の利用促進を図ります。 ○高齢者や障がい者などが安心して生活できるよう、市営住宅のバリアフリー化を進めます。



第5章 計画の推進と進捗の管理

1 地域福祉の推進体制

「地域福祉」は地域に住む人が安心して暮らすことができるように、地域に関わるすべての人や団体が、生活課題解決のための当事者として参加し、その実現が図られるものです。市民をはじめとして、それらの地域福祉に関係する組織・団体にはそれぞれ次の役割が期待されています。



(1) 市民

地域福祉を推進するためには、市民が地域社会の一員としての自覚を持ち、自分たちの地域について考え、手を携え、地域の行事に取り組んでいくことが第一歩となります。日頃から、あいさつや身近な交流を実践し、コミュニケーションを図り、困った時には、お互いに助け合える関係をつくっていくことが必要です。

(2) 民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員は、地域福祉の最前線で、高齢者、障がい者、母子・父子家庭に対する福祉サービスの紹介や相談活動、児童虐待の発見や通報、避難行動要支援者の支援等、さまざまな活動に取り組んでいます。

また、行政等の関係機関と市民とのパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、地域福祉活動の推進役としても、大きな期待が寄せられています。

(3) 行政区

行政区は、一定の地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な独自の取組みを展開しています。

また、地域の見守り活動や災害時の協力体制等の地域活動においても、ますます大きな役割を担っていくことが期待されます。

（４）事業所

市内の事業所は、地域社会の一員として、自らの社会的責任の一つである地域貢献のあり方を確立させるとともに、地域における福祉ニーズを営業活動に結びつけた、有償、無償のサービスを提供することが求められています。また、事業所は、高齢者や障がい者の雇用主として、生きがいや社会参加意欲を創出する場を提供することも期待されています。

（５）社会福祉法人等

地域における社会福祉法人等は、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、地域への貢献の使命を帯びています。施設の一部を交流スペースとして地域へ開放することや、福祉避難所としての役割、更に社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することも責務とされています。

（６）ボランティア団体・NPO 等

市民活動に対する市民の関心が高まり、ボランティア団体・NPO の各種活動も広がりを見せています。地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い手としても、大きな活躍が期待されています。

（７）老人クラブ、PTA、子ども会育成会等

老人クラブ、PTA、子ども会育成会等の地域の任意団体は、それぞれの目的の達成のために活発な活動を展開しており、それぞれの活動は、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

（８）学校

小・中学校の総合的な学習の時間などに、地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、地域の実情に応じた創意工夫をこらした福祉教育を推進していくことが期待されます。

（９）社会福祉協議会

社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置付けられており、市や関係機関・団体と連携し、福祉の担い手のリーダーとして、計画の牽引役を果たす役割が期待されます。また、市域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組みを推進する役割があります。

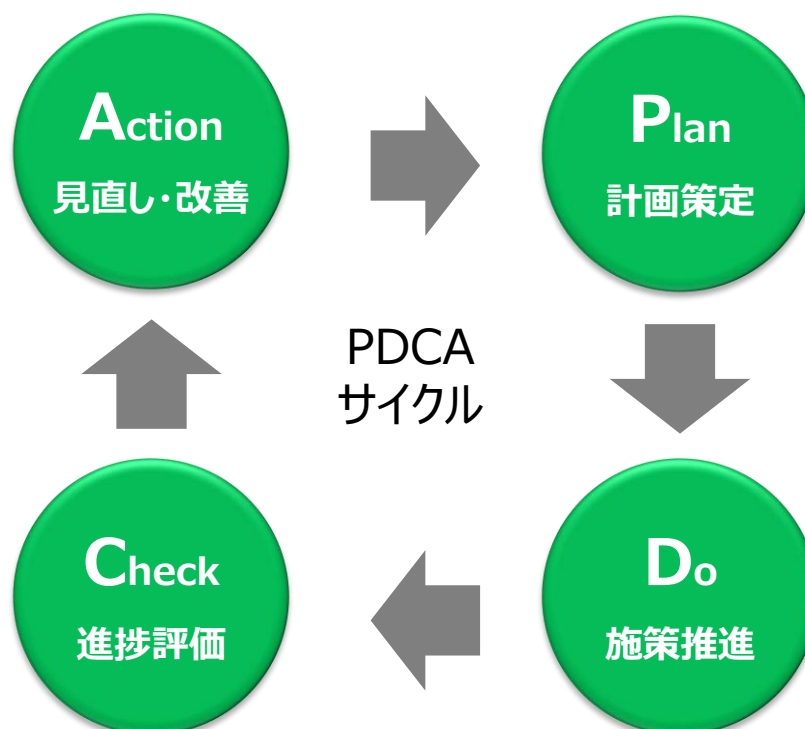
（１０）行政

地域福祉計画の策定主体である行政は、市民に対する福祉の向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的に推進する役割があります。そのために、市民、ボランティア団体・NPO、福祉に関係する事業者や社会福祉協議会などと相互に連携・協力しながら、地域における福祉活動を支援していきます。

2 計画の進捗を管理する体制

本計画では、第二次計画と同様に、計画の策定（P：Plan）、施策の推進（D：Do）、進捗の評価（C：Check）、見直し・改善（A：Action）という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルを採用します。

サイクルのポイントとなるCのステップでは、施策の実施状況を点検と必要な改善に関する協議を行い、次のAのステップにつなげていきます。



資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	会 議 等	概 要
平成 28 年 8 月 2 日 (火)	第 1 回 策定委員会	・ 地域福祉計画について ・ アンケート調査について
9 月 7 日 (水) ～9 月 23 日 (金)	市民アンケート調査の実施	・ 市内在住の 18 歳以上の男女対象 ・ 住民基本台帳より無作為抽出 ・ 郵送調査法 ・ 有効回収率 57.7% (1,443 件/2,500 件)
11 月 14 日 (月)	第 2 回 策定委員会	・ アンケート調査報告について ・ 第二次地域福祉計画推進状況について ・ 地域福祉計画の骨子案について
12 月 12 日 (月)	第 1 回 策定庁内検討委員会	・ 地域福祉計画の素案について
12 月 26 日 (月)	第 3 回 策定委員会	・ 地域福祉計画の素案について ・ パブリックコメントの実施について
平成 29 年 1 月 10 日 (火) ～2 月 9 日 (木)	パブリックコメントの実施	・ 地域福祉計画案の公表 ・ 1 名の市民から 1 件の意見あり
2 月 6 日 (月)	地域懇談会の実施	・ 地域における福祉課題について ・ 参加者 22 名
2 月 13 日 (月)	第 2 回 策定庁内検討委員会	・ パブリックコメントの結果について ・ 地域福祉計画の最終案について
2 月 23 日 (木)	第 4 回 策定委員会	・ パブリックコメントの結果について ・ 地域福祉計画の最終案について
3 月 2 日 (木)	市長への報告	・ 策定委員会から市長職務代理者へ地域福祉計画策定について報告

2 館林市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年9月14日館林市告示第94号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により、館林市地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するため、館林市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉計画に関する事項について、調査審議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、21人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療、保健及び福祉関係者
- (3) 商工関係、学校関係及び住民組織団体等の関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、福祉計画を市長に報告した日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に招集される委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員会に関係者の出席を要請し、助言を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、保健福祉部社会福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

3 館林市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

選出区分	所属団体	氏 名	備考
学識経験者	関東短期大学	岩 崎 裕 一	
医療、保健及び 福祉関係者	館林市邑楽郡医師会	真 中 千 明	
	館林市社会福祉協議会	三 田 正 信	委員長
	館林市民生委員児童委員協議会	堀 越 一 孝	
	館林市寿連合会	矢 野 肇	
	館林市シルバー人材センター	木 村 豊	
	館林市福祉団体連絡協議会	須 永 和 子	
	館林市ボランティアサークル連絡会ほほえみ	上 山 晴 美	
	館林市母子保健推進員協議会	清 水 優 子	
	社会福祉法人館林つつじ会	吉 田 豊 彦	
	社会福祉法人館邑会	黒 田 香代美	
商工関係、学校 関係及び 住民組織団体等 の関係者	館林商工会議所	松 島 康 雄	
	館林市区長協議会	山 崎 紀 夫	
	館林市人権擁護委員	飯 島 久 香	
	館林市NPO法人連絡協議会	角 田 好 二	
	館林市子ども会育成団体連絡協議会	茂 木 孝次郎	
	館林市小中学校PTA連合会	土 田 勝 也	
	館林市女性団体連絡協議会	間 湊 律 子	副委員長
	館林市立小学校長会	小 林 正 夫	
	館林市立中学校長会	小 野 定	
関係行政機関	館林保健福祉事務所	羽 鳥 光 博	

4 館林市地域福祉計画策定庁内検討委員会設置要綱

平成 23 年 9 月 14 日館林市訓令第 6 号

改正

平成 24 年 3 月 19 日館林市訓令第 5 号

平成 28 年 12 月 2 日館林市訓令第 16 号

(設置)

第1条 館林市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に関し、必要な事項の協議を図ることを目的とし、館林市地域福祉計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、福祉計画に関する事項について、調査審議し、その結果を館林市地域福祉計画策定委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は保健福祉部長を、副委員長は社会福祉課長を、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第6条 福祉計画を専門的に調査研究するため、委員会に部会を置く。

2 部会は、前項の規定による調査研究の結果を委員会に報告する。

3 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は社会福祉課長を、副部会長は社会福祉課社会係長を、部会員は別表第2に掲げる者をもって充てる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

8 前条第2項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年9月14日から施行する。

附 則（平成24年3月19日訓令第5号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月2日訓令第16号）

この訓令は、平成28年12月2日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

政策企画部企画課長	保健福祉部保険年金課長
政策企画部財政課長	経済部産業政策課長
総務部行政課長	経済部商業観光課長
総務部安全安心課長	都市建設部都市計画課長
市民環境部市民協働課長	都市建設部建築課長
保健福祉部高齢者支援課長	教育委員会教育総務課長
保健福祉部介護保険課長	教育委員会生涯学習課長
保健福祉部こども福祉課長	教育委員会学校教育課長
保健福祉部健康推進課長	教育委員会スポーツ振興課長

別表第2（第6条関係）

政策企画部企画課政策推進係長
政策企画部財政課管財係長
総務部行政課行政係長
総務部安全安心課危機管理係長
市民環境部市民協働課市民協働係長
保健福祉部社会福祉課障がい福祉係長
保健福祉部高齢者支援課高齢者支援係長
保健福祉部介護保険課保険料係長
保健福祉部こども福祉課子育て支援係長
保健福祉部健康推進課地域医療係長
保健福祉部保険年金課国保係長
経済部産業政策課企業誘致係長
経済部商業観光課商業振興係長
都市建設部都市計画課計画係長
都市建設部建築課住宅施設係長
教育委員会教育総務課総括係長
教育委員会生涯学習課生涯学習係長
教育委員会学校教育課学事係長
教育委員会スポーツ振興課管理係長

第三次館林市地域福祉計画

(平成 29 年度～平成 33 年度)

平成 29 年 3 月発行

発 行： 館林市

編 集： 館林市保健福祉部社会福祉課

〒374-8501 群馬県館林市城町 1 番 1 号

TEL： 0276 (72) 4111 (代表)

FAX： 0276 (72) 4210